

令和4年2月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和4年3月8日～9日・11日

場 所 第3委員会室

令和4年3月8日(火曜日)

委員 井本英雄
委員 丸山裕次郎
委員 満行潤一

午前10時00分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計予算

○議案第15号 令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

○議案第16号 令和4年度宮崎県育英資金特別会計予算

○議案第17号 令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算

○議案第18号 令和4年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算

○議案第19号 令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算

○議案第23号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議案第24号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願

○その他報告事項

・令和4年度宮崎県教育委員会事務局組織改正案について

・宮崎県立特別支援学校教育整備方針の策定について

○閉会中の継続調査について

出席委員(6人)

委員 長 重松幸次郎
副委員 長 山下寿
委員 徳重忠夫

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 佐藤隆司
警務部長 高橋和成
警務部参事官兼首席監察官 日高俊治
生活安全部長 時任和博
刑事部長 中川正純
交通部長 河野俊一
警備部長 河野晃央
警務部参事官兼会計課長 上平賢一
警務部参事官兼警務課長 三原健
生活安全部参事官兼生活安全企画課長 黒瀬信太郎
総務課長 梅原守
少年課長 黒木守
生活環境課長 廣田匡慶
交通規制課長 宇都宮淳一郎
運転免許課長 戸松俊二

企業局

企業局長 井手義哉
副局長(総括) 日高幹夫
副局長(技術) 江藤彰泰
総務課長 松野義直
経営企画室長 宮田晃尚
工務管理課長 田原充生
施設保全課長 釘元英俊
発電設備課長 山本正信

総合制御課長 丹山 竜一郎

事務局職員出席者

議事課主事 飯田 貴久

総務課主事 合田 有希

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。お手元に配付しております資料、委員会審査の進め方を御覧ください。

まず、1、審査方法についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、併せて令和2年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。

今回の委員会は、審査が長くなることが予想されることから、教育委員会については2班に分けて審査を行い、その後、総括質疑を行いたいと存じます。

審査方法について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長に概要説明を求めます。

○佐藤警察本部長 本日、御審議をお願いする案件は3点ございます。

1つ目が、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計予算」であります。当初予算案は、令和4年宮崎県警察運営方針及び運営重点に沿った各種施策を具体的に実現する予算案として編成したところでありまして、歳出予算額として、恩給及び退職年金を除きまして270億8,875万2,000円をお願いするものであります。

2つ目に、昨年9月の決算特別委員会での指摘要望事項に係る対応状況について、最後に、議案第24号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について説明いたします。詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明させますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○重松委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

それでは、引き続き議案の審査を行いますが、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、併わせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○高橋警務部長 議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係につきまして御説明申し上げます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の資料

1、令和4年度歳出予算についてと、令和4年度歳出予算説明資料の511ページ以降により御説明申し上げます。

資料1の1、令和4年度歳出予算の概要を御覧ください。警察本部の歳出予算要求の基本的な考え方は、県民の期待と信頼に応える強く、しなやかな警察という令和4年の宮崎県警察の運営方針の下、子供、女性、高齢者を守る取組と効果的な犯罪防止対策の推進等、5項目の運営重点を中心とする治安維持に必要な経費を措置し、警察力を確保しようというものです。

この基本的な考え方の下に、公安委員会関係の令和4年度歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして270億8,875万2,000円をお願いするものです。

この予算額は、前年度と比べますと人件費につきましては、退職手当等が減ったことなどにより3億1,755万3,000円の減額、人件費以外の物件費につきましては、警衛警備対策事業の終了などにより4,246万8,000円の減額となり、総額では3億6,002万1,000円の減額、率にしますと対前年度比1.3%減となっております。

次に、令和4年度の公安委員会関係の歳出予算の内容を科目、事項別に説明いたします。

2、事項別歳出予算額と主な事業を御覧ください。

まず、一覧表の最上段左側に記載しております会計、科目、事項の欄を御覧ください。

会計、一般会計、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬681万6,000円、これは、公安委員3名の報酬でございます。

次に、(事項)委員会運営費698万4,000円、これは、公安委員会運営に要する経費です。

この中の主な事業につきましては、警察署協議会運営費337万3,000円、これは、県下13警察

署に置かれている地域住民の意向を警察業務に反映させるための警察署協議会の運営に要する経費で、委員の報酬や旅費などに要する経費です。

次に、(目)警察本部費(事項)職員費186億1,836万4,000円でございます。これは、職員の人件費であります。

次に、(事項)運営費27億3,758万5,000円、これは、警察業務を行う上で、その基盤となる通信指令システムやOA機器、その他職員が警察業務を処理するために必要な事務費等の経費であります。

この中の主な事業は、退職手当11億7,561万2,000円、警察業務電算化推進事業3億1,708万9,000円、新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業2億9,399万4,000円です。

退職手当は、本年1月1日現在で令和4年度末の定年退職者42名、予想される希望退職者等35名を含む合計77名分を計上しております。

警察業務電算化推進事業は、現在の高度情報化社会の中で、広域・複雑・高度化する犯罪から県民の安全な生活を守り、情報技術——ITを活用した各種警察業務の電算化を推進し、警察力の強化を図るための経費です。

新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業は、県民からの事件・事故・災害等の届出に、迅速かつ的確な対応を行うための通信指令システムの運用経費です。

次に、(目)装備費(事項)装備費4億297万5,000円は、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費です。

この中の主な事業につきましては、警察活動用車両維持費2億6,384万6,000円、警察ヘリコプター警察活動事業費8,425万2,000円です。

警察活動用車両維持費は、警察が保有してい

る全車両に係る修繕費、燃料費、自賠責保険料、重量税及びその他維持に係る消耗品費等に要する経費です。

警察ヘリコプター警察活動事業費は、警察が保有するヘリコプターの運用に要する燃料費や定期点検整備用などの経費です。

次に、(目)警察施設費(事項)警察施設費11億4,736万3,000円、これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費です。

この中で主な事業につきましては、その他警察施設営繕費4億6,832万6,000円、その他警察庁舎及び宿舍維持管理費3億4,788万7,000円です。その他警察施設営繕費は、警察本部をはじめ、運転免許センターや警察署等の警察施設の補修に伴う設計委託、改修工事など維持管理に要するに費用です。その他、警察庁舎及び宿舍維持等管理費は、警察施設の機能を維持していくために必要な電気設備、空調、清掃等の委託費や施設の修繕、維持に要する消耗品の購入等に係る経費です。

次に、(事項)警察署庁舎建設費330万円です。

警察署建替調査事業につきましては、資料1-1を御覧ください。事業の目的につきましては、警察庁舎は県民の安全で安心な生活を守る治安、防災上の重要拠点として機能の維持と充実を図る必要があるため、老朽化が著しく、県民の利便性等に支障が生じている警察署の更新整備に必要な調査を行うものです。

事業の概要につきましては、都城警察署及び高岡警察署庁舎建て替えに向けた移転候補地の条件の整理、物件情報の収集を行う委託事業です。事業の効果といたしましては、県民の利便性向上や災害対応力の強化及び警察力の最大限の発揮など、警察署の更新整備において求められる要件を満たす最適な移転候補地の選定が期

待できます。

資料1にお戻りいただきまして、次に、(目)運転免許費(事項)運転免許費8億560万5,000円、これは運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費です。

この中の主な事業につきましては、道路交通法に伴う講習体制整備事業費3億5,111万円、運転免許証ICカード化運営事業1億3,911万7,000円です。道路交通法に伴う講習体制整備事業費は、70歳以上の高齢者に対する免許更新時の高齢者講習や認知機能検査及び行政処分を受けた停止処分者や軽微違反者に対して行う違反者・処分者講習の2つの事業を合わせたものです。運転免許証ICカード化運営事業は、ICカード運転免許証を作成する装置のリース料や運転免許証の台紙の購入等に要する経費です。

次に、(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)一般活動費15億2,112万7,000円は生活安全、刑事及び交通等、警察活動全般に要する経費です。

この中の主な事業につきましては、歩行者事故ゼロに向けた交通安全対策事業929万5,000円、その他警察活動経費5億27万8,000円です。

まず、歩行者事故ゼロに向けた交通安全対策事業につきましては、資料1-2を御覧ください。

事業の目的、概要につきましては、横断歩道における歩行者優先と正しい横断を徹底するため、県内において過去に歩行者事故が発生した横断歩道や通学路等にある信号機のない横断歩道の中から選定した県内27か所のモデル横断歩道のカラー舗装と看板を整備し、歩行者事故ゼロに向けた交通安全対策を実施するものです。

事業の効果としましては、モデル横断歩道の環境整備を行い、同所での歩行者と運転者双方への交通安全教育を行うとともに、悪質、危険

性の高い横断歩行者等妨害の交通指導取締り等を集中的に実施することで、県民への歩行者優先のルールの浸透が図られ、交通事故抑止への効果が期待されます。

資料1にお戻りください。

その他警察活動経費等は、各種警察活動を行うに当たって必要となる経費であり、少年補導員等の警察活動上必要な部外委嘱に係る経費や警察官の職務に協力援助した方に対する災害給付金、交通取締りや犯罪捜査等の各種警察活動に係る旅費などの経費の総額です。

次に、(事項)交通安全施設維持費4億9,479万3,000円、これは、交通安全施設の維持管理及び電気、通信量等に要する経費です。

最後に、(事項)交通安全施設整備事業費13億4,384万円、こちらは資料1—3を御覧ください。事業の目的につきましては、交通事故が多発している道路や特に交通の安全を確保する必要がある道路におきまして、総合的な計画の下に交通安全施設を整備することにより、交通環境の改善、交通事故の抑止を図り、併わせて交通の円滑化を図るものです。事業の概要につきましては、国庫補助事業と県単独事業の2つに分かれ、国庫補助事業は、2の(4)のア、イ、ウの3事業です。

アの交通管制及び信号機改良等整備費は、警察本部等に設置されている交通管制センターの整備や信号灯器のLED化をはじめとした信号機等の改良整備、イの円滑化対策事業費は、交通渋滞を解消するための信号機新設や道路標識等の整備、ウのコンクリート製信号機柱の鋼管柱化は、コンクリート製の信号機柱から災害に強い鋼製の鋼管柱へ移行する事業です。

これらの国庫補助事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則で定められ

た交通量が多く事故が多発している道路、市街地における歩行者の事故が多い道路、交通事故が多発するおそれのある道路として、指定された特定の道路区間内、または交通の円滑を図ることにより、効果的に交通事故を防止することができる場所として指定された地区の中で整備を行う事業です。

次に、エ、オ、カの県単独事業についてです。

エの信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費は、特定の路線や地区を除く県内一円で信号機や標識表示などの整備を行う事業、オの信号機等のデザインポール共架整備費は、道路管理者が行う電線の地中化工事に併せて、信号機等の配線を地中化するための事業、カの交通安全施設の災害対策強化事業費は、災害等の発生により信号機に対する電源供給が絶たれた場合でも、信号機による交通管理が正常に維持できるよう、主要幹線道路の信号機に自動起動型電源付加装置を設置する事業です。

これらの国庫補助事業と県単独事業により、令和4年度は信号機6基を新設するほか、信号制御機106基の更新やコンクリート製信号機柱の鋼管柱化95本、信号機のLED化74式、自動起動型電源付加装置10基等の整備を予定しております。

また、令和4年度は横断歩道重点対策分として道路標示整備に係る経費を増額し、今年度実施した横断歩道標示の磨耗度の点検結果を基に順次、道路表示が薄くなった横断歩道へ対処することとしております。事業の効果といたしましては、交通事故や交通量等の実態に即した計画的な交通安全施設を整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化を図り、県民の安全の確保と交通環境の向上につながる効果が期待できます。

○河野交通部長 昨年9月の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたしますので、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の15ページをお開きください。

警察本部に対する指摘要望事項、「高齢者のための交通安全対策について、制限運転や免許返納などの死亡事故を減らすための取組をさらに進めること」につきまして、その対応状況等について説明いたします。

まず、昨年の交通事故情勢ですが、県内の交通事故死者数は30人で、一昨年より6人減少し、戦後2番目に少ない数となりました。

また、死者30人のうち、65歳以上の高齢者は死者全体の6割に当たる18人で、一昨年は8割を占めていたので2割の減少、死者数としては12人の減少となりました。

高齢者対策の具体的な取組としては、まず、市町村等と連携して、高齢ドライバーに夜間や雨天時等は運転を控えるなどの自主的なルールを決めてもらい、安全運転に努めていただく制限運転の普及に努めています。取組を開始した令和元年5月から令和3年12月末までに、2,019人に実践を宣誓していただいております。

また、運転免許証を返納しやすい環境をつくるため、バスやタクシーの運賃割引等、各種のメリットを要した運転免許証返納メリット制度の拡充及び周知に努めているほか、返納者の情報を地域包括支援センター等に連絡して支援を行う情報連絡同意書制度、代理人による免許証返納を認める代理返納制度、運転に不安を持つ高齢者やその家族等をサポートする安全運転相談等の取組を行っております。

その結果、昨年1年間で4,287人の高齢運転者から運転免許証の自主返納を受けました。

返納理由としては、52.1%の方が身体機能低

下を自覚、30.7%の方が運転の必要がない、そして、12.5%の方が家族等の勧めとされており、各種取組の推進により自主返納制度自体の認知も高まっているものと推測されます。

このほかの高齢者の交通安全対策として、警察官や交通指導員が高齢者宅を戸別訪問して安全指導をする高齢者宅訪問指導のほか、温泉施設や福祉施設等の高齢者が集まる施設116か所を交通安全シルバー連絡所に指定し、警察官が同所を訪問して交通安全指導等を行う活動、危険予測トレーニング機器や歩行シミュレーターを活用した交通安全教室など、高齢者に特化した様々な取組を行っております。

また、昨年度末に複数回交通事故歴を有する高齢運転者による死亡事故が発生したことを受け、過去3年間に2回以上事故を起こしたことのある高齢運転者をリストアップし、短期集中的に警察官が自宅を訪問し、免許返納の検討や家族の協力を求めるなどの高齢運転者宅訪問ローラー作戦を実施しまして、現時点で対象者1,180人に対する面接をほぼ完了し、10人が免許を返納されました。引き続き、フォローアップに努めているところであります。超高齢化社会を迎え、高齢者の交通安全対策は引き続き喫緊の課題であります。

県警察といたしましては、今後とも制御運転の普及や運転免許証を返納しやすい環境づくりに努めるとともに、コロナ禍における交通安全教育や広報啓発にも創意工夫を凝らし、高齢者の交通事故を防止するための取組を引き続き推進してまいります。

続きまして、議案第24号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

今回の改正につきましては、道路交通法関係

と銃砲刀剣類所持等取締法関係がございます。

まず、道路交通法の主な改正内容について説明いたします。

文教警察企業常任委員会資料の資料2-2、改正道路交通法の施行についてを御覧ください。

1、2のとおり、道路交通法の一部を改正する法律は、令和2年6月に公布され、一部は既に施行されておりますが、高齢運転者対策の充実・強化や第2種免許等の受験資格の見直しに関するものは、本年5月13日施行予定となりました。

改正の背景は、3にありますとおり、平成31年4月から5月にかけて、東京都豊島区で母子が犠牲となる悲惨な交通死亡事故が発生するなど、国民から高齢運転者に対する運転免許制度の見直しを求める声が高まったこと、また、バス、タクシー業界等から慢性的な労働力不足を補うための規制緩和の要請がなされたことによります。

改正の概要は、4のとおり、まず、高齢運転者対策につきましては、1つ目が、75歳以上の高齢運転者が受講している2時間と3時間の2種類の高齢運転者講習を2時間講習に一元化すること。2つ目が、一定の交通違反がある75歳以上の高齢運転者には、免許更新時に、新設される運転技能検査という実車試験を受けていただき、この検査で合格基準に達しなかったり、免許証の有効期限までに受検しなかった場合には、運転免許の更新ができなくなること。3つ目が、運転に不安があるが、運転免許の自主返納はしたくないという高齢運転者については、運転できる車両を衝突被害軽減ブレーキ等の安全技術を搭載した車——安全運転サポート車に限定した免許を申請できるようになることでもあります。高齢運転者の免許更新時手続の現行制

度と新制度の比較は、資料2-3のとおりであります。

次に、第2種免許等の受験資格の見直しにつきましては、現在、第2種免許や大型免許は21歳以上で、かつ普通免許を取得してから3年以上たった者しか受験できませんでしたが、改正法施行後は、事前に特別な教習を受講した者に限り、19歳以上で、かつ普通免許を取得してから1年以上たった者も受験できるようになります。

なお、これにより第2種免許等を取得したものの交通違反が累積して一定の基準に達した者は、新設される若年運転者講習を受けなければならない、この講習を受けなければ、取得した第2種免許等が取り消されます。

それでは、「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について説明いたしますので、資料2を御覧ください。

2(1)の改正の理由につきましては、高齢運転者対策及び第2種免許等の受験資格に係る改正道路交通法施行に伴い、手数料の標準額を定めている同法施行令が改正、公布されたことから、本県の手数料に関する条例について改正する必要が生じたためであります。

県の手数料条例の改正内容は、(2)のとおり、認知機能検査手数料の改正、認知機能検査及び講習手数料の改正、運転技能検査手数料の新設、高齢者講習手数料の改正、若年運転者講習手数料の新設、チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習(簡易講習料)の削除、条例本文等の字句の訂正であります。各手数料の改正内容につきましては、資料2-1、運転免許関係手数料改正案を御覧ください。ちなみに、手数料の金額につきましては、改正施行令に示された手数料と同額であり、また、改正される手数料は15種

類であります。

それでは、資料2-1に沿って説明します。

番号1の認知機能検査手数料は、増額となります。番号2と3の認知機能検査員講習とは、認知機能検査員の資格を取るために受講する講習であり、講習手数料はそれぞれ増額となります。番号1、2、3の増額理由については、予約受付や検査従事等の人件費、講習機材や印刷製本、紙代等の物件費、会場維持等の施設費に対する積算額を見直した結果のものです。番号4の一定の交通違反がある75歳以上の高齢運転者が対象となる運転技能検査の手数料は、新設となります。番号5から12は、高齢者講習に関するものですが、改正内容が分かりやすいよう資料2-3の高齢者講習制度における現行制度と新制度のチャートも併せて御覧ください。高齢者講習は、70歳以上の方が免許更新を受ける際に受講しなければならない講習であります。

また、現行制度では、保有する免許の種類によって講習手数料が異なります。具体的には、小型特殊自動車以外の免許を持っている方と、小型特殊自動車免許しか持っていない方によって講習が異なります。小型特殊自動車とは、農耕作業用トラクター等のことです。

さらに、現行の高齢者講習は、75歳以上の方は認知機能検査の結果に応じて受講する講習が分けられます。具体的には、検査結果が第3分類と判定された方は2時間の合理化講習を、第2分類と判定された方と第1分類と判定され、医師の診断の結果、認知症ではないと診断された方は、3時間の高度化講習を受講することになります。70歳から74歳までの方は、認知機能検査を受験する必要はなく、合理化講習だけを受講します。改正法では、この合理化講習と高度化講習の2種類の高齢者講習をまとめて2時

間程度の講習に一元化されることとなります。

また、更新期間に関係なく、75歳以上の方で信号無視などの一定の交通違反をした場合に受験しなければならない臨時の認知機能検査の判定結果が、前回より低下した場合、臨時の高齢者講習を受講することになりますが、これも先ほど説明しました高齢者講習と同じ2時間程度の講習内容になります。

以上を踏まえ、資料2-1に戻りまして、番号5と、7から9の普通自動車対応免許を持っている方の高齢者講習手数料は6,450円に統一され、番号6と10、10から12の自動二輪、原付、小型特殊自動車などの普通自動車に対応しない免許しか持っていない方対象の高齢者講習手数料は2,900円に統一されます。番号13の第2種免許等の受験資格見直しに係る若年運転者講習の講習手数料は、新設となります。番号14のチャレンジ講習とは、加齢に伴って生じる身体機能の低下が運転に影響を及ぼしているかどうかを審査確認するためのテストであり、また、これに合格した方が受講する番号15の特定任意高齢者講習もありますが、いずれも改正法によって廃止されます。

資料2に戻りまして、項目2(2)キの条例本文等の字句の訂正ですが、現行では、運転免許を取得する際に受ける運転技能検査の手数料を運転技能検査手数料と規定していましたが、これを検査手数料と訂正するものです。

本条例の施行予定日は、本年5月13日です。

○時任生活安全部長 それでは、銃砲刀剣類所持等取締法関係について御説明します。

資料2の3(1)に条例を改正する理由を記載しております。

本年1月に総務省が所管する地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことか

ら、これを準拠としている本県の手数料等についても、改正する必要が生じたためであります。

この地方公共団体の手数料の標準に関する政令につきましては、平成10年の閣議で決定された地方分権推進計画で、原則3年ごとに見直すこととされており、今回は、平成29年度に見直しをなされ、これを受け、本県においては、平成30年3月に銃砲刀剣類所持等取締法に関する猟銃等の所持許可証の再交付手数料等の手数料に関する条例の一部改正を行っております。

本来であれば、令和2年度に手数料の見直しが行われるところですが、新型コロナウイルス感染症対応のため、令和3年度に国において見直しされたところです。

今回の改正は、先ほど申し上げましたとおり、標準令の3年ごとの定期見直しが行われたことによる改正であり、知事部局を含めた本県における許認可に係る各種手数料等が改正されます。

警察関係では、3(2)にありますとおり、銃砲刀剣類所持等取締法に関する猟銃等の所持許可証の書換え手数料が減額されます。

現行の書換え手数料1,800円につきましては、平成12年に改正された金額です。

今回の見直しにおいては、公務員給与が下がったことにより積算基礎となる人件費単価が、平成12年当時と比較して減少したほか、申請書の記載内容などの審査に係る経費が減少したことから、所持許可証の書換えにかかる経費が全体として減少したためです。

手数料の金額は、国が改正した地方公共団体の手数料の標準に関する政令に示された手数料と同額であります。

本条例の施行予定日は本年4月1日です。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑はございませんか。

○満行委員 人件費の予算が3億1,755万円の減ということで、これは令和4年度の退職者の見込みが定年退職者42名、早期退職者35名で、今年度よりも退職者が少なくなることに伴い、退職手当が減るということだったんですが、令和3年度の退職者の見込みは何人なのでしょう。

○三原警務課長 令和3年度の退職者の見込みは77名であります。

その内訳は、希望退職者8名、定年退職者42名、自己都合等による退職者27名と計算しております。

○満行委員 令和4年度の見込みですね。

○三原警務課長 令和4年度の見込みです。

○満行委員 確認したいのは、令和3年度の退職者の見込みです。

○三原警務課長 令和3年度は、定年退職者が53名、早期退職者が2月1日現在で24名、希望勸奨退職予定者が5名で、計82名の退職を予定しております。

○満行委員 退職者が減る見込みということで、人件費も落ちているのだと思いますけれども…。警察署建替調査事業については、知事も都城警察署においでになるということで伺っています。ありがとうございます。

また、運転免許証ICカード化運営事業ですが、進捗状況を教えてください。

○戸松運転免許課長 運転免許証ICカード化運営事業について、運転免許証には既にICチップが埋め込まれていて、これを発行するものです。発行する機械、消耗品、免許証の台紙とかに係る予算でございます。

○満行委員 運転免許証は全部ICカードに替わっているということでしょうか。

○戸松運転免許課長 はい。全てICチップの入った運転免許証です。

○満行委員 信号機を新たに6か所設置予定と聞いたんですけれども、要望が相当強いと思うんですが、その中で担当課として信号機の設置が必要と思われる箇所を教えてください。

○宇都宮交通規制課長 信号機は、令和4年度当初予算で6基、令和3年度の補正予算で2基を予定しております。設置場所につきましては、警察署からの要望等を考慮しながら、規制管理は慎重に検討しております。公安委員会の意思決定とかが必要となりますので、場所はまだ公表しておりません。

○満行委員 担当課として信号機の設置が必要と認めている箇所はどのぐらいありますか。

○宇都宮交通規制課長 令和4年度当初予算で設置予定の6か所は最低でも必要だと考えております。

○満行委員 地元や各警察署からの要望は相当あると思うんですよね、6か所は必要だと思うんですけれども、担当課は何十、何百か所必要と、お考えじゃないのかなと思って質問したんですけれども、その点はどうでしょうか。

○宇都宮交通規制課長 信号機の設置指針というのがございまして、信号の設置場所や設置位置、道路の環境などの設置条件に該当するか、この辺が問題になってくるわけなんですけれども、そういった条件を考慮しますと、今年度設置できるのは6基と判断しました。

○満行委員 住民からの信号機設置の要望は、相当強くて、我々もよく現場に行って確認するんですけれども、確かに交差点の改良とかが必要なところがたくさんあると思います。どこに設置するかについては、今の道路の形状じゃ難しいとか、いろいろ条件があるのは分かるんですけれども、今年度は補正で2件やっていた

だいでいるので、ぜひ、地元の要望が強いところを優先的に整備していただきたいと要望します。よろしく願いいたします。

○井本委員 交通信号機の設置は国庫補助事業だと思っていたんですけれども、今は全て県単独事業になっているんですか。

○宇都宮交通規制課長 国庫補助事業の対象となる場所等は決められております。それ以外の場所に信号機を設置しなければならないというときには、県単独事業として設置しております。

○井本委員 それでは、今度の県単独事業で設置する場所は、国庫補助事業の対象にならない場所だということですね。分かりました。

○徳重委員 歳出予算説明資料516ページの新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業2億9,000万円強の予算がついているんですが、これはどういうシステムなのか。どこも同じようなシステムにされているのかを確認したいと思います。

○時任生活安全部長 現在の通信指令システムの主な機能は、例えば、携帯電話とか加入電話で110番通報された方のその位置を画面に表示するシステムやパトカーの現在地を地図に表示するといった機能がついております。システムは全てリースで、今までは6年リースでしたが、今回、予算をつけてもらいまして、今年の3月から7年リースに変えたところであります。

今回の新たな機能につきましては、今後発生が予想される南海トラフ地震とか、集中豪雨等の自然災害に伴う110番の集中など、多様化・スピード化する警察事情に対応するために、災害対策機能をさらに強化するものです。

具体的には、110番通信指令台が5台あるんですけれども、これを7台に増やしたり、あるいは警察署と警察本部の通信回線は有線なんです

けれども、災害等により有線が切れた場合に備えて、無線でも通信ができるようにします。

また、パトカーから現場の状況を映像で送るんですけども、現在はドライブレコーダーと同じで前方の映像しか見られないところ、360度見える全天球カメラを整備したりしまして、災害に強い通信指令システムに見直します。

このような取組は、通信指令システムの更新にあわせて、順次全国でも取り組まれているところでもあります。

○徳重委員 さらに充実していくという考え方でいいんですね。

○時任生活安全部長 そのとおりであります。

○徳重委員 信号機は、以前は全部コンクリート柱だったんですかね。いつ頃からこういう形に変わってこられたんですか。コンクリート柱で事故があった気がするのですが、もう94%も替えているので、あと6%であれば、早急に替えるというような考えはないものですか。

○宇都宮交通規制課長 あと600本ぐらいになるわけなんですけれども、その中には耐用年数に達していないものも少しあります。これを全部一気に替えると、非常に予算がかかります。

そして、更新の時期になったときに、また、同程度の予算を投じてやらないといけないということになりますので、計画的に替えるのが一番いいのではないかと考えております。

○井本委員 警察職員設置に要する経費の21番目の職員のメンタルヘルスケア支援事業というのがありますが、職員の中でメンタルダウンする人というのはどのくらいいるものですか。

○三原警務課長 メンタルダウンで体調を崩される方は、何人かいるんですけども、令和4年2月1日現在で、休職者5名のうち3名ほどがメンタルダウンであります。そのほか、休職

には至りませんが、連続して30日以上勤務されていない長期休業者のうち、メンタルダウンしている方は、令和2年度が15名ほどで、令和3年度についても、約15名で推移しているところでもあります。

○井本委員 他県と比べると、その割合は高いほうですか、低い、それとも普通。

○三原警務課長 全国の状況が分かる資料はございませんが、数的にちょっと出し方が違うんですけども、長期休業者のうちメンタルダウンしている方は、令和元年度は全国で1,790名、そのうち、宮崎県は15名ということで、1,790名を47で割れば出るんでしょうけれども、正確な数字ではありませんが。

○井本委員 具体的に、どのようなメンタルケアをやっているんでしょうか。

○三原警務課長 本県では、メンタル状況を自己診断するシステムを導入しており、年に3回程度診断することとしております。診断は50項目ぐらいの設問に答えるパソコンでの診断ですけども、その診断結果につきましては、うちの保健師と専属の先生に情報共有されるようになっており、診断結果が悪い方には個別に説明します。

そして、本人の許可が得られれば、その所属に行って、組織でその方のメンタルを少しでも和らげるように対応するような取組が大きなところでは。常々、個人面接等をやしまして、メンタルダウンの予兆を幹部が捉えて、それを厚生課等に報告し、組織で対応するようなシステムを構築しております。

○井本委員 分かりました。専門家がいて、それに対処するということですね。

○三原警務課長 嘱託の先生がおりまして、その先生の診断を受け、また、その先生が部外の

心療内科等を紹介していくようなシステムを構築しております。

○井本委員 分かりました。例の交番駐在所を新築する件、場所は決まっているんですか。

○上平会計課長 *まだ決まっておりません。

○丸山委員 徳重委員も質問された、新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業についてお伺いします。

令和3年3月11日に社会の変化に適応するための組織体制の再編整備に係る基本方針というものが出ているんですが、その中に、ドローン、AI等の活用とデジタル化の推進と書いてありますが、そういったものも含めて、新しい時代に即応したものをやられている、始まったと理解していいのかを教えていただくとありがたいと思っているんですけれども。

○高橋警務部長 通信指令システムについては、先ほどの生活安全部長の説明のとおり、機能を充実強化したというものと御理解いただければと思います。

また、AIですとかドローンについては、ドローン隊みたいな形で、ドローンを操縦できる職員——ドローンパイロットが国産のかなり大きめのドローンを使って、おとしですかね、椎葉村でありました土砂崩れの際、まだ崩れるかもしれないというところに飛ばして、災害の状況を見るとか、そういった形でドローンを使っております。

AIにつきましても、例えば統計業務みたいな繰り返し同じような作業が続く業務は、RPAというものがございまして、そういうAIを使い、ロボット化して業務を激変し、業務時間を激減させている、そういった形でAIについては使っているところがございます。

○丸山委員 今のは、歳出予算説明資料の中で

いうと、どれに該当するんですか。

○高橋警務部長 ドローンは去年購入しております。それほどの値段ではないので、今回のその予算では購入しないため、今回の新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業の中には含まれていないところです。

○丸山委員 基本方針を出されているものですから、毎年、新規事業なんかでフォローアップして、着実にスキルアップしていつているのかなという思いがありました。しっかりやられているんだったら、もう少し予算も明示していただいたほうが、せっかく基本方針をつくったのに、その整合性が——基本方針が「絵に描いた餅」じゃなくて、しっかり実現していつて、県民の治安の向上とかを含めてやっているんだよというのを総体的に分かるような形にしてもらったほうがいいと思います。

この前も言いましたが、長期計画や短期計画とかを立てて、しっかりフォローアップしていかないと、予算が出てくるけれども、これは何のためにやっているのかと、目標が何なのかというのが——多分、基本方針が一番の大きな目標的な一つの指針だろうと思っているので、これに基づいて予算があるんじゃないのかなというのもあるので、今後は、その辺を工夫していただくと、ありがたいと思っております。

○時任生活安全部長 ただいまの警務部長の説明で、一つ補足させていただきます。

先ほどは説明しておりませんが、新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業の中で、AIを活用したものとしまして、SNSの自動分析収集システムというのを導入しています。これは、現在のスマートフォンの普及によりまして、ツイッターとかフェイスブックなど

※14ページに訂正発言あり

SNSに事件、事故の状況とか、災害時における河川の水位や氾濫状況を撮影した写真とか、動画が盛んに投稿されております。

報道各社においては、既にこれを活用しておりますが、警察においても、今回のシステムの充実の中で、このSNS自動分析収集システムを導入しているところであります。

○丸山委員 時代の流れで、SNSなどのIT化がすごく進んできていますので、ぜひ、そういう活用もしていただきたいと思っております。

トヨタの子会社でしたが、サイバー攻撃を受けてシステムダウンしたことがあったものですから、サイバー攻撃に対応する人材の育成も、この基本方針の中に書かれているんですけども、令和4年度を含めて、そういったサイバー攻撃に対する対応がどのようになっているのか教えていただくとありがたいと思っております。

○河野警備部長 サイバー攻撃に関しましては、県警では警備部が主管しております。今回の歳出予算説明資料では、サイバー攻撃に関して明記されておりませんが、端末装置の使用料ですとか、研修会とかに参加するための旅費などで、約100万円を予算措置しております。

○時任生活安全部長 令和4年度歳出予算説明資料の519ページの34番にサイバー犯罪捜査支援強化事業1,439万4,000円という予算があります。

これにつきましては、サイバー犯罪捜査を迅速かつ的確に行うための捜査員の研修の実施、必要な捜査機材の整備、あるいはサイバー犯罪被害防止のための広報啓発活動を推進するもので1,439万4,000円の予算を計上しております。

捜査員の能力向上につきましては、部内でサイバー犯罪捜査検定を実施しており、中級検定、あるいは部内でも警察庁が実施している上級検定というのがありまして、昨年度はこの警察庁

が実施する上級検定に3名合格し、現在6名の上級検定取得者が県警に所属しております。

引き続き、この予算を有効に活用して、捜査員の捜査能力の向上に努めてまいりたいと思っております。

○丸山委員 サイバー犯罪に関しては、サイバー犯罪する人たちのほうがどんどんスキルアップしていきそうな気配を感じますし、日本だけでなく世界から攻撃されるという話も聞くものですから、ぜひ、県警におかれては、サイバー犯罪にしっかりと対応できる体制をさらに整えていただくようお願いしたいと思っております。

○井本委員 警察官を採用するときに、サイバー犯罪に対応する専門の人を採用するようなシステムはあるんですか。

○時任生活安全部長 サイバー犯罪に関しまして、高度な情報技術や知識を有する人材の確保という方策としまして、県警におきましては、平成31年にサイバー犯罪捜査官を1名採用しております。この方は、IT関連企業、あるいはシステムエンジニアの職歴を有する方で、運用を開始して、3年ほどたっており、各署の指導や捜査にしっかりと役立っております。

また、今年度から情報工学分野に精通した優秀な人材の確保を図ろうということで、警察官の採用枠の中に新たに情報工学枠という警察官特別採用試験を実施しております。今週1名採用することとしております。

○丸山委員 人材教育を含めてしっかりと対応していただき、また、サイバー犯罪については、宮崎県警だけでなく、上層部の警視庁を含めて各警察本部ともしっかりと情報を連携しながら対応していただかないといけないと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

あと、資料1-2の歩行者事故ゼロに向けた

交通安全対策事業についてお伺いします。

歩行者事故ゼロに近づいてほしいと思っ
ていますが、資料には横断歩道のカラー舗装、
モデル横断歩道という看板が書いてあるん
ですが、このモデル横断歩道の看板は、多
分すごい小さい気がしているものだから、
この看板が本当に有効的なのが分からな
い。

また、この間の補正予算の説明の際にも
言いましたけれども、横断歩道の50メー
トル以内にひし形の路面標示が2つあり
ますが、あれもなかなか分かりづらいた
め、普通に運転すると、すっ
と行ってしまふものだから、それもカラ
ーにしたほうがもっと目立つんじゃない
かなとか思ったりするのですが、この看
板をつけて本当に意味があるのかとい
うのは、何かデータ検証を基にされて
いるものなんでしょうか。

○河野交通部長 歩行者事故ゼロに向
けた交通安全対策事業、対象として考
えているのが、ドライバーはもちろ
んですが、横断歩行者が重要な対象
として、県内27か所をモデル横断歩
道として選定しております。大部分
が、学校の近くの横断歩道や横断歩
行者が多い横断歩道、過去に横断歩
行者がはねられる事故が発生した横
断歩道等々の観点で選定しております
が、例えば、歩行者向けには、この
モデル横断歩道の標示を見ていただ
くことによって、マナーアップに努
めていただく、あるいは我々警察官
が現地で指導して、歩行者マナーを
定着させるといったようなことを考
えております。

ひし形の予告標示について、先般の
常任委員会で丸山委員から御指摘が
ありましたが、今回の予算を積み立
てる時点においては、ひし形の予告
標示のことは構想になかったもの
だから、この予算はあくまでも横断
歩道のカラー舗装とモデル横断歩道
の看板の2つの取組に係

るものになります。

前回、御指摘をいただいて、実現
する方法はないかどうかを現在検討
しているところです。

○丸山委員 私の地元の小林警察署
管内の野尻地区で、横断歩道を渡
ろうとした方がいて、その前に止
まった車が後の車に追突されて、
その反動で横断中に亡くなられた
方がいました。前の止まった車は
いいのですが、後の車が、恐ら
く横断歩道があるという認識がな
かったがために、ぶつかったの
ではないかと想像するものです
から、この先に横断歩道があり
ますよというのが分かるように
早くちゃんと標示し、運転さ
れる方々に認知していただか
ないと、前の車は止まっても
後の車がどんと来る、今回と
同じような事故が起きる可
能性があると思います。

50メートル先に横断歩道がある
という標示をもっと見やすく、
色も白だけじゃ分かりづら
かったりしますが、緑が入ると
横断歩道もとても分かりやす
くなる気がするものだから、
そういった工夫をしていただ
くとありがたいと思います。

あと、横断歩道を渡る方の
マナーアップというようなこ
と、前回も言いましたけれど
も、歩行者が手を挙げるこ
とによって、非常に気づき
やすくなるんですが、子供
たちは手を挙げるかもしれ
ませんが、大人になると
ほとんど手を挙げるこ
とはしないので、な
かなか気づきづら
いというのがあるもの
だから、このマナー
アップ向上も含めて
対策していただ
けるとありがたい
と思
いました。

○上平会計課長 先ほど井本委員の
質疑に対する説明で訂正があり
ます。令和4年度の交番駐在所
の新築予定につきましては、高岡
警察署の木脇駐在所、この1
施設を移転建て替えする予
定でありますので、訂正いた
します。

○山下副委員長 決算特別委員
会の指摘要望事

項に係る対応状況の15ページ、高齢者のための交通安全対策についてお伺いします。

4,287名が運転免許証を自主返納したと報告があったと思うんですけども、年齢的に幾つぐらいの方からの返納が多いものですか。

○戸松運転免許課長 運転免許証の自主返納でありますけれども、4,287名というのは、ほとんどが65歳以上の方でございます。65歳以上の方が4,287名、75歳未満の方が1,190名、75歳から85歳未満の方が1,931名、85歳以上の方が1,166名ということで、65歳以上のどの年齢の方も自主返納されているという状況です。

○山下副委員長 それと併せて御説明がありました複数事故経験者が1,180名、このうち10名しか返納がないということで、この率が非常に低いなと思って。この人たちは、なるべく早く返納したほうがいい人ではないかと思ったものですから。返納された10名は、高齢運転者宅を訪問して、警察官のお話を聞いて、もうそれなら返納しますということで返納されたのか、お伺いしたいと思います。

○河野交通部長 警察官がそれぞれの御家庭に訪問させていただきまして、御本人、あるいは御家族の方も交えてお話をさせていただいて、その過程で、返納したほうがいいかなと思って返納していただいた方が現時点で10名いらっしゃいます。

危険な運転が生じないように、引き続き助言、指導などのフォローアップをやっていこうと考えているところです。

○山下副委員長 我々の地域でも、年配の人で、安全運転なのはいいんですけども、時速30～40キロメートルぐらいでのろのろと走られると、この人は運転免許を返したほうがいいのになと思うような人が見受けられます。ぜひ、そう

いう作戦をしていただいて、一日も早く返納されたほうが、そういう人は横を見るのが遅れて飛び出しもするので。

それで、安全運転をしている人たちもちょっと危険な目に遭うものですから、ぜひ、そういうようなことをやっていただいたほうがいいのかなと思います。よろしくお願いします。

○丸山委員 資料2-3について確認させていただこうと思いますが、更新時に一定の違反歴ありの一定というのはどれくらいなのか。

また、それはどういった形で本人に通知が行くのか。例えば、交通安全協会に入っていれば、更新ですよねというはがきが届くんですけども、そういったものが届くという認識でよろしいのでしょうか。

○戸松運転免許課長 運転技能検査の一定の違反というのは、警察庁で定めて示されているんですけども、信号無視や通行区分違反、速度超過など16種類の違反を選定しております。

主なものとしては、今申し上げた3つのほか、横断歩行者妨害や携帯電話の使用保持とかも入っております。

あと、通知に関しましては、運転技能検査も講習も認知機能検査もですけれども、それぞれの該当者に通知が行くようになっております。

○丸山委員 1回でも違反とかがあると該当するのか、それとも2回、3回違反とকাশないと該当しないのかというのも説明していただくとありがたいと思います。

○戸松運転免許課長 そのとおりです。1回でも違反があれば該当することになります。

○丸山委員 その次の運転技能検査はどれぐらい合格率といいますか、合格率というのも想定されているものなんでしょうか。

○戸松運転免許課長 これは、実際やってみな

いと分からないというところもあるんですけども、警察署で試験的にやった結果、約8割の方が合格されており、2割の方が不合格でした。

ただ、この技能検査は、何回でも受験可能ということになりますので、合格するまで受けられる方も想定される場所でもあります。

○丸山委員 高齢の方々の運転での事故を減らす新たな制度ですので、周知を徹底していただき、しっかりと制度が機能するようにしていただくようお願いしたいと思っております。

○宇都宮交通規制課長 徳重委員からの信号機柱の鋼管柱化に関する御質問の中で、信号機の鋼管柱化は、はっきりした年代は分かりませんが、平成の初期から鋼管柱化が始まっております。残りのコンクリート柱につきましては、令和10年度までには全て鋼管柱化する計画を立てております。

それから、もう一点、先ほど井本委員から今年度の信号機関係の御質問がありましたが、その補足説明をさせていただきます。当初予算での6基の信号機につきましては、県単独事業で2基、それから、国庫補助事業で4基の計6基となっております。

○井本委員 歳出予算説明資料519ページの2、信号機新設の予算は約6億円なんですが、これは何基分、これは県単独事業の分だけですか。

○宇都宮交通規制課長 信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費に関しましては、県単独事業の分ということですか。

○井本委員 そうすると2基分だけ入っているということですか。4基でしたか。

○宇都宮交通規制課長 そのとおりです。

○徳重委員 鋼管柱とコンクリート柱はどちらが強いですか。

○宇都宮交通規制課長 鋼管柱のほうが強いで

す。

○徳重委員 今までコンクリート柱の事故とかが何回かあったものでしょうか。

○宇都宮交通規制課長 倒壊等の事故ということだと思いますけれども、県内では発生しておりません。

ただ、今後、地震等の災害が予想される中で、コンクリート柱は、ぼきっと折れてしまいますが、鋼管柱は鋼製ですので、曲がったりすることはありませんが、地盤が基礎から揺らがないことには、完全な倒壊まではなかなかいかないということで、鋼管柱化を計画しております。

○丸山委員 警察署建替調査事業については、早めをお願いしたいと思っておりますが、確認で、基本方針を見てもみますと、高岡警察署は水害に浸かるから指定したいとか、都城警察署及び日南警察署については、それぞれ全国で1番、2番目に古い警察署であり、いずれも老朽化が著しいから整備の検討を早急に進めていくということが基本方針に書いてあります。

都城警察署は話が出てきましたが、日南警察署は、全然話が出てきていないんですが、基本方針に書いてあるのであれば、基本計画に基づいて早めに調査すべきではないのかなと思っておりますが、いかがなものなんでしょうか。

○上平会計課長 委員のおっしゃるとおり、整備方針等もありますし、老朽化していることもありますので、今まで行っていた対応をしっかりとやっていくということになります。

○丸山委員 繰り返しになりますが、基本方針でここまで書いてあるのであれば、もうちょっと具現化していただくような形を今後とっていったほうが、将来的には日南警察署もあるんだよという認識をして——本会議でも徳重委員から都城警察署の建て替えをもっと前倒しして

いくべきじゃないのかという話もあったもので、すから、それについて、もうちょっと検討をしてほしいなという気持ちも込めて、この基本方針は「絵に描いた餅」ではないということをしつかりやっていただきたいという思いでの質問と思っただけであればありがたいと思います。

○上平会計課長 整備方針というのがいろいろありまして、例えば、地域住民の利便性の向上や災害・事件に強い体制の構築だとか、6項目ほどを柱とした整備方針を立てております。

また、県有建物長寿命化指針というのがあります。新しく建てる庁舎は、使用年数の目標が88年というのがありますので、県民の方が相談しやすい、利用しやすい施設を早めに造りたいということで、今後も頑張っていきたいと考えております。

○丸山委員 財政状況とか整備計画がなかなか簡単ではないのは分かっているんですけども、国としても基本方針まで書いてあるということは、それぞれもう古いという認識はされているので更新、できれば修理をしながら、長寿命化していくことは必要なことかもしれませんが、必要なものに関しては、しっかりと財政局ともしっかりとタイアップ、協議していただくようお願いしたいと思っております。

○上平会計課長 警察といたしましても、今後、日南警察署に関しましても、警察署としての機能維持に努めながら、しっかり警察施設の方向性を示して、基本方針に基づいて整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

○満行委員 3つほど質問します。

装備費の中に交通取締専従員等の特殊被服購入費というのがあるんですけども、警察職員設置に要する経費にも警察官等の被服購入費とあるのですが、この特殊被服というのは、どん

なものなのか。

また、交通取締専従員等と書いてありますけれども、この範囲も教えてください。

○上平会計課長 交通取締専従員等の特殊被服購入費は、交通機動隊員とか高速隊員だとか、各警察署の交通課員等の交通取締りを専従とする警察官に対する被服等貸与品とか、支給品を購入する経費であります。

○満行委員 ここで、被服を特出ししているのは、何か特別な被服だからですか。どういう特殊被服なのかということを知っているんですが。

○上平会計課長 交通機動隊の白バイの制服警察官の被服になりますので、特殊な被服であるということで特出しさせていただいております。

○満行委員 色が違いますよね、通常の交通課の皆さんとは。そういうことで、ここだけ違うということですか。分かりました。

空港警備派出所事務室管理事業費も特出しされてますが、これも国庫補助が違ふとか、何か理由があつて特出しされているのでしょうか。

○上平会計課長 空港警備派出所事務室の管理事業費につきましては、宮崎空港ビルから借りている空港警備派出所事務所の賃借料として、予算を計上しております。

○満行委員 600万円、ちょっとこれすごいお金ですね。了解です。

最後に、歳出予算説明資料519ページ、32番の警察無線システム高度化整備事業と36番のデジタル写真集中印刷処理事業について、どういう事業か簡単に教えてください。

○時任生活安全部長 警察無線システム高度化整備事業につきましては、警察の無線機が2種類ありまして、一つは県内系無線機で、警察署が違つても県内一円で無線通話ができる、パトカーとかに使われる無線機です。

もう一つは、所轄系無線機といたしまして、警察署内で使用する無線機です。所轄系無線機は、アンテナがそんなに高くないものですから、無線の不感地帯を解消するため、県内の各警察署に分散の無線局、アンテナをつけているんですけども、その回線、通信に関する経費がこの警察無線システム高度化整備事業になります。

○中川刑事部長 デジタル写真集中印刷処理事業につきましては、事件等の際には、デジタルカメラで現場の写真撮影をしております。その写真が改ざん等されないようにデジタル化して、書き切り型——複写されないようにしておりますけれども、それを小型プリンターで一々やっているとコストがかかるものですから、本部の鑑識課に大型プリンターを投入して、このプリンターで一括しており、その写真の用紙や記録媒体、SDカードみたいな記録媒体、こういったものの購入費用として計上しております。

○戸松運転免許課長 一点、補足で説明させていただきます。

先ほど丸山委員の御質問の中にありました、運転技能検査の更新通知の関係で、交通安全協会から通知が行くということで触れられたんですが、これは県費予算でやっております。

○丸山委員 交番駐在所の改築が一部ありますが、以前、北川町とか小林市の交番を見たときに、2,000～3,000万円ぐらいかかったと記憶しているのですが、1件は分かったんですけども、計画上、改築はほかにもあるということでもいいんですよね。4件か5件あるんじゃないかなと思ったんですけども。

○上平会計課長 交番駐在所の建て替えについては、毎年度、順次計画的にやっておりまして、令和4年度は木脇駐在所1施設を予定しております。費用的には4,500万円ぐらい、1施設当た

り4,000～4,500万円ぐらいかかると考えております。

交番駐在所の新築費として約1億円計上しておりますが、起債対象事業、その他庁舎新築費、用地購入費、交番駐在所の借家料だとかを含めて1億220万円ということです。

○丸山委員 あと関連して、一般質問等でも質疑のありました交番の再編について、議論がどの辺りまで進んでいるのか、特に高千穂町では交番を残してほしいという要望もあり、その後、地域住民との話し合いもしっかりしていきますということだったんですが、4月1日以降、具体的にはどういうふうに進められるのかが分かっていれば教えていただきたいと思います。

○三原警務課長 交番駐在所の統廃合につきましては、これまで警察署等において地域住民への説明を進めておりまして、既に理解が得られた地域もございます。

しかしながら、これまで議員等から御指摘いただいたとおり、一部の住民の方々から反対意見を付した要望書等を提出されるなど、理解を得たとは言いがたい地域もございます。

これらの地域の皆様方には、現在も説明を継続しながら、今後どうするかということの説明というか、協議という形で進めさせていただいているところであります。

その理解が得られた地域につきましては、我々のこの春の定期異動に合わせて統廃合できるのであれば、4月1日の定期異動に合わせて統廃合したほうが合理的であるというだけでありまして、先ほども申したとおり、統廃合への理解が得られていない地域住民の方々と協議を進めながら、4月1日という日にちありきではなくて、地域住民の皆様の理解が得られ次第、適切な時期に統廃合する、もしくは統廃合の決定

前に試行という形をとらせていただくなどして、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 言われるように、丁寧に説明していただき、地域住民が不安にならないようにしっかりと対応していただくようお願いします。

○重松委員長 議案の質疑はよろしいですか。

最後にその他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって、警察本部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後0時58分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○井手企業局長 企業局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、まず、御報告を2点させていただきます。

まず、今議会の代表質問への答弁でも述べさせていただきましたが、昨年11月、国に対して行っておりました綾第二発電所のFITの申請につきましては、このたび認定を受けたところであります。今後は、計画的に発電所等の改修工事を進め、将来にわたる電力の安定供給と収益確保を図ってまいります。

2点目は、今回お配りしています資料の表紙を御覧いただきたいと思っておりますけれども、本年度決定した企業局のロゴマーク及びキャッチコピーを下段に掲載しております。

企業局では、昨年7月にキャッチコピー「ひなたの恵みで新たな未来」を決定し、その後8月から3か月間ロゴマークの一般公募を行いま

した。全国から544件の応募をいただき、審査の結果、このロゴマークに決定したところで。

企業局といたしましては、このロゴマークを活用しながら、企業局の水力発電等の取組を広く県民にPRするとともに、ゼロカーボン社会づくりに向けた機運の醸成を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、内容の説明に入ります。資料をめぐっていただきまして、目次を御覧ください。

今回、予算議案といたしましては、3の提出議案のところでございますが、議案第17号「令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算」、議案第18号「令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算」、議案第19号「令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算」の3件を提出しております。

私からは、予算議案の概要について御説明させていただきます。

なお、目次に議案書の該当ページを記載しておりますが、説明につきましては全てこの資料によって行わせていただきたいと思います。

資料の1ページをお開きください。

1の令和4年度宮崎県公営企業会計当初予算案のポイントでございます。

令和4年度当初予算につきましては、企業局の経営指針の企業局経営ビジョンや企業局を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、3つの大きな柱を定めて、予算編成をしたところで。

1つ目は、(1) 将来に向けた安定経営のための基盤整備であります。これは、老朽化した施設・設備の計画的な更新・改修を行うことにより、将来にわたって安定的に経営を行うための基盤を整備するものであります。

2つ目が、(2) 経営環境の変化への的確な対

応でありまして、電力システム改革、ゼロカーボン社会づくり、頻発しております自然災害など、企業局を取り巻く経営環境の変化に的確に対応しようとするものであります。

3つ目が、(3) 地域貢献に資する取組の推進であります。局の設置理念に基づき、地域貢献に資する取組を積極的に推進しようとするものであります。

2 ページを御覧ください。

2 の令和4年度宮崎県公営企業会計当初予算案の概要でございます。

まず、(1) 電気事業につきましては、業務の予定量であります。年間供給電力量は4億9,705万8,000キロワットアワーで、収益的収支の収支残は、この表の中、黒枠で囲んでいるマイナス1億6,491万8,000円です。令和3年度に引き続き収支残がマイナスになっておりますが、これは現在工事を進めている渡川発電所大規模改良事業に伴う発電停止などによる料金収入の減を見込んでいることなどによるものであります。今後、綾第二発電所大規模改良事業と合わせて、令和6年度までは赤字が続く見込みとなっております。

(2) の工業用水道事業につきましては、年間総給水量は3,583万5,700立方メートルで、同じく太枠で囲んだところ、収益的収支の収支残はマイナス5,373万3,000円としております。こちらにつきましても、令和3年度から引き続き収支残がマイナスになっておりますが、これは、老朽化した施設の点検及び耐震診断などの委託費等によるものであります。

(3) 地域振興事業につきましては、年間施設利用者数は3万1,500人としており、収益的収支の収支残は220万1,000円としております。

なお、詳細につきましては、総務課長から説

明させますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○重松委員長 企業局長の概要説明が終了いたしました。

それでは、引き続き議案の審査を行います。歳出予算の説明については、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭に説明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○松野総務課長 常任委員会資料の3ページをお開きください。

議案第17号「令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算」であります。

(1) の業務の予定量であります。年間供給電力量は、過去15年間の平均を基に、4億9,705万8,000キロワットアワーとしております。

(2) の収益的収入及び支出であります。これは当該年度の経済活動に伴い発生する収益と費用の見込みを示すものであります。

表の太枠の令和4年度当初予算の縦の列を御覧ください。

事業収益は49億3,608万8,000円、このうち、営業収益は45億1,070万8,000円で、主なものは、九州電力株式会社との基本契約に基づく売電による電力料であります。附帯事業収益は8,350万3,000円で、主なものは、小水力発電と太陽光発電の電力料であります。財務収益は2億4,938万円で、受取配当金や受取利息などであります。営業外収益は9,249万7,000円で、長期前受金戻入などあります。

続きまして、事業費は51億100万6,000円、このうち、営業費用は46億916万円で、主なものは、職員給与費や減価償却費であります。

なお、固定資産除却費が前年度より3億9,764

万9,000円の減となっておりますが、これは渡川発電所大規模改良事業に係る除却費の減などによるものであります。

附帯事業費用は7,067万4,000円で、小水力発電や太陽光発電に係る費用です。財務費用は1,362万5,000円で、企業債などの支払利息であります。営業外費用は3億5,754万7,000円で、消費税及び地方消費税納付額などであります。

この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は、マイナス1億6,491万8,000円となります。

なお、決算時において欠損金が生じた場合は、これまで積み立ててきた剰余金で補填することとしております。

4ページを御覧ください。

(3)の資本的収入及び支出であります。これは事業を長期間にわたって実施する上で必要となる施設や設備を取得することなどに係る収入と支出の見込みを示すものであります。

表の太枠の令和4年度当初予算の縦の列を御覧ください。

資本的収入は8,061万5,000円、このうち、1つ下の工事負担金は963万2,000円で、前年度より1億1,035万9,000円の減となっておりますが、これは庁舎改修工事等に伴う工事負担金の減によるものであります。

2つ下の貸付金返還金は6,996万7,000円で、工業用水道事業会計及び地域振興事業会計からの返還金であります。

資本的支出は31億1,243万5,000円、このうち、1つ下の建設改良費は28億424万1,000円で、前年度より13億9,770万3,000円の減となっておりますが、これは渡川発電所大規模改良事業に係る建設改良費の減などによるものであります。

なお、その2つ下の繰出金は、令和2年度から令和3年度までの2か年の宮崎県国民スポー

ツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金に係る一般会計への繰り出しが終了しましたことから、前年度から10億円の減となっております。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は、マイナス30億3,182万円となりますが、不足額は、米印に記載しているとおり、積立金等により補填することとしております。

(4)の継続費であります。継続費とは、履行期間が複数年にまたがる事業の予算について、その経費の総額及び年割額を定めるもので、令和4年度から新たに2つの継続費の設定をお願いしております。

まず、田代八重発電所自動制御装置更新及び水車発電機精密点検工事であります。

後ほど主な新規・重点事業でも御説明しますが、これは老朽化が見られることなどから自動制御装置を更新するとともに、水車発電機の精密点検を行うものです。令和4年度は、新たに設置する自動制御装置の設計などを行い、令和5年度に既存設備の除却と新たな設備の設置工事を行うとともに、水車発電機の精密点検を行うこととしております。このうち、既存設備の除却及び水車発電機の精密点検に係る費用を、アの営業費用に計上し、新しい設備の設置に係る費用を、イの建設改良費に計上しております。

継続費の金額につきましては、アの営業費用として、令和5年度に2億309万6,000円、イの建設改良費として、令和4年度に5,500万円、5年度に2億5,463万2,000円を計上しております。

次に、石河内第一発電所設置型計器用変圧器取替工事ですが、これは設置後45年を経過した接地型計器用変圧器を更新するものであります。令和4年度に新たに設置する機器の設計を行い、令和5年度に既存設備の除却と新たな設備の設置工事を行うこととしております。

このうち、既存設備の除却に係る費用をアの営業費用に計上し、新しい設備の設置に係る費用をイの建設改良費に計上しております。

継続費の金額につきましては、アの営業費用として、令和5年度に322万9,000円、イの建設改良費として、令和4年度に242万円、5年度に2,243万8,000円を計上しております。

次に、5ページをお開きください。

議案第18号「令和4年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。給水事業所数は14社で、年間総給水量は3,583万5,700立方メートルとしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。表の太枠の令和4年度当初予算の縦の列を御覧ください。

事業収益は3億6,622万5,000円、このうち、営業収益は3億3,047万8,000円で、主なものは給水収益であります。

なお、給水収益が前年度より3,155万6,000円の減となっておりますが、これは平成30年度から行っていた日向市への臨時的な給水が令和3年度までで終了したことなどによるものであります。

営業外収益は3,574万7,000円で、受取利息などであります。事業費は4億1,995万8,000円、このうち、営業費用は4億94万1,000円で、減価償却費や委託費などあります。営業外費用は1,301万7,000円で、主なものは消費税及び地方消費税納付額であります。

この結果、事業収益から事業費を引いた収支残はマイナス5,373万3,000円となります。

なお、決算時において欠損金が生じた場合には、これまで積み立ててきた剰余金で補填することとしております。

6ページを御覧ください。

(3)の資本的収入及び支出であります。表の太枠の令和4年度当初予算の縦の列を御覧ください。

資本的収入はございません。資本的支出は8,733万3,000円、このうち、建設改良費は1,587万8,000円で、令和3年度に比べ2,000万8,000円の減となっておりますが、これは令和3年度に実施しておりました直流電源装置取替工事が終了したことなどによるものであります。

企業債償還金の145万5,000円は、企業債の元金償還であり、借入金償還金の6,000万円は、電気事業会計への元金償還であります。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた支出残は、マイナス8,733万3,000円となります。米印に記載しておりますとおり、積立金等で補填することとしております。

7ページをお開きください。

議案第19号「令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。年間施設利用者数は、第4期指定管理期間の設定目標であります3万1,500人としております。

(2)の収益的収入及び支出であります。表の太枠の令和4年度当初予算の縦の列を御覧ください。

事業収益は2,153万1,000円、このうち、営業収益は1,976万4,000円で、主なものは指定管理者からの納付金である施設利用料であります。

営業外収益は176万7,000円で、主なものは受取利息であります。

事業費は1,933万円、このうち、営業費用は1,706万5,000円で、主なものは減価償却費であります。営業外費用は146万5,000円で、主なものは消費税及び地方消費税納付額であります。

この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は220万1,000円となります。

8ページを御覧ください。

(3)の資本的収入及び支出であります、表の太枠の令和4年度当初予算の縦の列を御覧ください。

資本的収入はございません。資本的支出は1,659万1,000円、このうち、建設改良費は362万3,000円で、コース管理に必要な備品の更新費用であります。借入金償還金の996万8,000円は、電気事業会計への元金償還であります。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は、マイナス1,659万1,000円となりますが、米印に記載しておりますとおり、過年度分損益勘定留保資金などにより補填することとしております。

それでは、9ページをお開きください。

4の主な新規・重点事業であります。

まず、渡川発電所大規模改良事業であります。

この事業は、運用開始から60年以上が経過した渡川発電所の機器等の更新などを行うものでありまして、平成29年度から令和4年度までの期間で実施しているところであります。

2の事業の概要の(1)の予算額にありまして、令和4年度の予算額は9億9,786万5,000円で、(3)の事業内容にありまして、2号水車発電機の据付け等を行うこととしております。

10ページを御覧ください。

綾第二発電所大規模改良事業であります。この事業は、同じく老朽化が進んでおります綾第二発電所の機器等の更新などを行うものでありまして、令和元年度から7年度までの期間で事業を実施しているところであります。

2の事業の概要の(1)の予算額にありまして

とおり、令和4年度の予算額は9億841万3,000円で、(3)の事業内容にありまして、発電所更新工事や工事用土木設備工事に係る設計を行うこととしております。

11ページをお開きください。

総合監視制御システム一部更新工事であります。この事業は、各発電所や工業用水道施設の遠隔監視制御を行う総合監視制御システムについて、設置後8年を経過し、システムの信頼性低下が懸念されることから、ハードウェアの更新等を行うものでありまして、令和3年度から4年度までの期間で事業を実施しているところであります。

2の事業の概要の(1)の予算額にありまして、令和4年度の予算額は2億5,879万7,000円で、(3)の事業内容にありまして、発電所等の状態を表示する総合監視盤や、発電や給水に係る機器の制御をする監視操作卓、各種サーバの更新を行うこととしております。

12ページを御覧ください。

新規事業の田代八重発電所自動制御装置更新及び水車発電機精密点検工事であります。この事業は、設置後22年を経過し、老朽化に加え、補修部品の入手も困難となっている自動制御装置の更新を行うとともに、前回の点検から12年を経過した水車発電機の精密点検を行うものでありまして、令和4年度から5年度までの期間で事業を実施することとしております。

2の事業の概要の(1)の予算額にありまして、令和4年度の予算額は5,500万円で(3)の事業内容にありまして、発電に係る機器の総合的な運転制御を行う自動制御装置の詳細設計や機器の工場製作及び部品発注の調達調整を行うこととしております。

13ページをお開きください。

新規事業の企業局ゼロカーボンPR事業であります。この事業は、県が第四次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクトに掲げる2050年ゼロカーボン社会づくりに合わせて、企業局の水力発電等の取組を広く県民にPRするとともに、局の公用車に電気自動車を追加導入し、各種イベントで電力供給の実演を行うなど、啓発に努めるものであります。

2の事業の概要の(1)の予算額にありますとおり、予算額は1,495万1,000円で、(3)の事業内容にありますとおり、ロゴマーク等を活用したPRや、電気自動車を導入して啓発活動を行うこととしております。

14ページを御覧ください。

5のその他の主要事業といたしまして、(1)の綾第一発電所(南機)水圧鉄管塗装工事など8つの事業について、その概要を記載しております。

また、参考として、知事部局等への経費支出予定額を記載しております。多目的ダム管理費用等、知事部局及び市町村への支出予定額の合計は11億3,458万5,000円としております。

○重松委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案等について質疑はございませんか。

○山下副委員長 渡川発電所大規模改良事業について、綾第二発電所は水圧鉄管も交換されたようですが、渡川発電所は替えなくてもFITは大丈夫なのですか。

○田原工務管理課長 渡川発電所については、水圧鉄管の状態を確認しまして、取り替える必要はないということで、塗装だけやりました。

FITの認定につきましては、その取り替える範囲によって決まっております。水圧鉄管は取り替えず、水車発電機とか屋外変電所、そういったものだけ替える場合には、既設導水路活

用型区分といたしまして、FITの単価は、渡川発電所の場合は14円、綾第二につきましては、水圧鉄管も替えますので、FITの新設区分ということで、単価は20円になります。

○山下副委員長 分かりました。

それだけ単価が変わる場合、替えるのと替えないのでは、収支はどうか。

○田原工務管理課長 基本的にはFITの単価は、工事に係る費用、それプラス維持管理に係る運転費、それに適正な利潤を加味して決まっております。ですから、綾第二発電所の場合、工事費が渡川発電所に比べますと何倍もかかるということで、その分単価が高く、渡川発電所についても、単価的に収支が合わないといったことは全くございません。

○満行委員 委員会資料3ページの財務収益の受取配当金、受取利息、基金収益は、それなりの金額が確保されているんですけども、この状況について教えてください。

○松野総務課長 財務収益についてです。

まず、受取配当金は、九州電力の株式を310万5,580株保有してございまして、この配当金が1億93万1,350円を見込んでおります。

それと、宮崎銀行の株式も8,314株保有してございまして、こちらが78万9,830円、それと、太陽銀行の株式4,400株を保有してございまして、こちらが22万円の配当金を予定してございます。

次に、受取利息についてでありますけれども、国債等を保有してございまして、国債の収益が1億1,206万8,000円、予定の率としては0.946%ぐらいを予定してございます。

なお、受取利息の中には、工業用水道事業と地域振興事業に貸付金をしてございまして、その利息についても、合計で30万円程度あります。

次に、基金収益は、基金を運用して――債権

購入しているものでして、これについても3,489万5,000円を予定しているものです。

○徳重委員 工業用水道事業について、現在14社ということですが、用水供給量は、まだ余裕があるんですか。それとも限界なんですかね。

○宮田経営企画室長 工業用水の料金についての御質問でございますが、今年度、工業用水につきましては、アセットマネジメントというのを行っております。

報告書については、取りまとめ中ですが、この中で長期的な収支の状況を見て、値上げの必要があれば、ユーザーと協議をしながら工事の内容の変更等も含めまして実施することになるかと思っております。

○徳重委員 いや、違うんです。工業用水の供給量に余裕があるかということです。

○宮田経営企画室長 契約水量のことをごさいますね。

契約水量につきましては、給水能力の12万5,000トンに対しまして、現在の契約量が日量で9万8,180トンとなっておりますので、2万トン以上余裕がございます。

○徳重委員 もう長く利用されていますから、当然、修繕費や維持費がかかると思うんですよ。9万8,000トンの供給量があるということで、この施設を使った利用促進についての努力をされていると思うんですけども、今後、利用者が多くなってくる可能性、あるいは事業が展開されるような状況はあるのかどうか教えてください。

○宮田経営企画室長 今後、ユーザーが増える見込みとしましては、日向バイオマス発電株式会社が新しいユーザーとして加わる予定です。

それから、今年度、小口のユーザーですが、株式会社日向が新たに加わっております。

○徳重委員 それなら、9万8,000トンは今の施

設で利用できるということで、大体、予定どおり消化できると、供給できると思っているわけですかね。

○宮田経営企画室長 9万8,000トンの中には、未達水量といまして、大口のユーザーの契約水量の中に実際は使われていない水量がございます。その分を分ける形で新しいユーザーに加わってもらうケースがございますので、本来の意味でいきますと、未契約水量12万5,000トンに対する9万8,000トンの残りの部分、そこが埋まっていけないといけないわけです。

しかしながら、日向地区の工業用地は、十分な敷地が残っているわけではございませんので、全てが埋まるというのはなかなか厳しいと考えております。

○満行委員 続きで、事業費ですけれども、財務費用の対前年度比マイナス775万7,000円と、企業債等の利息が相当減っているのと、営業外費用で消費税等の納付金額が9,600万円アップしていることの説明をお願いします。

○松野総務課長 財務費用は、企業債を借りておりまして、その利息をここに計上しております。企業債は毎年払っておりますので、残高が少なくなるのに伴って、この利息も減るところでございます。

それと、営業外費用が増加している理由でありますけれども、これにつきましては、1つは、九州電力の復元株というのがこちらに入っております。これは、開発事業特別資金に繰り出しているんですけれども、前年度よりも配当が多くなると見込んでおりまして、増となっているのが1つの要因となっております。

○徳重委員 企業局ゼロカーボンPR事業で追加する電気自動車は1台ですか。それとも何台か予定されているんですか。

○宮田経営企画室長 企業局ゼロカーボンPR事業で購入する電気自動車については、1台を予定しております。現在、局で所有している電気自動車が1台ございますので、1台追加し、合計2台になります。

○徳重委員 県庁には、この2台しかないんですか、それとも知事部局でも保有しているんですか。

○宮田経営企画室長 純粋な電気自動車ということでは、企業局だけということになります。

○徳重委員 本庁に1台ぐらいは電気自動車を導入したらどうでしょうかね、局長。

○宮田経営企画室長 県本庁における電気自動車の導入ということですが、確認したところ、今年度PHVを1台購入したという話を聞いております。

○松野総務課長 先ほど満行委員からあった営業外費用の増加の要因の質疑に関して、一番大きな要因が渡川発電所の1号機の撤去をしておりますけれども、その残存価格が残っておりまして、それを除却残として計上する必要があり、これが7,900万円ほど発生するため、増加しているところであります。

○重松委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、議案についての質疑は終了いたしますが、最後にその他で何かございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないようですので、以上をもって企業局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時40分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は、午前10時に再開し、教育委員会の審査を行うこととします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後1時40分散会

令和4年3月9日(水曜日)

総合博物館長 川口泰夫

午前9時57分再開

事務局職員出席者

出席委員(6人)

議事課主事 飯田貴久
総務課主事 合田有希

委員 長	重松 幸次郎
副委員 長	山下 寿
委員	徳重 忠夫
委員	井本 英雄
委員	丸山 裕次郎
委員	満行 潤一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育 長	黒木 淳一郎
副教育 長	中原 光晴
教育次 長 (教育政策担当)	児玉 康裕
教育次 長 (教育振興担当)	黒木 貴
教育政策課 長	川北 正文
参事兼財務福利課 長	四位 久光
育英資金室 長	山崎 博文
高校教育課 長	谷口 彰規
義務教育課 長	吉田 英明
特別支援教育課 長	松田 律子
参事兼教職員課 長	東 宏太郎
生涯学習課 長	長尾 岳彦
スポーツ振興課 長	押川 幸廣
文化財課 長	加塩 美昭
人権同和教育課 長	島 寄善真理
図書館 長	岩本 真一
美術館副館 長	木村 幸久

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 教育委員会でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきま
す教育委員会所管の議案等につきまして、概要
を御説明いたします。

お手元にお配りしております文教警察企業常
任委員会資料の表紙をお開きいただきまして、
右側の目次の欄を御覧ください。

今回、御審議いただく議案は、議案第1号「令
和4年度宮崎県一般会計予算」、議案第15号「令
和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」、
議案第16号「令和4年度宮崎県育英資金特別会
計予算」、議案第23号「教育関係使用料及び手
数料徴収条例の一部を改正する条例」の4件で
あります。

次に、その他報告事項といたしまして、令和
4年度宮崎県教育委員会事務局組織改正案につ
いて、宮崎県立特別支援学校教育整備方針の策
定についての2件を御報告させていただきます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

教育委員会に係る令和4年度宮崎県一般会計
予算、令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会
計予算並びに令和4年度宮崎県育英資金特別会
計予算について、各課室別に一覧にしておいま

す。

令和4年度の当初予算額、表の下から5段目の太線枠の合計の欄を御覧ください。

一般会計の合計は1,088億448万9,000円であります。また、下から2段目の太線枠の合計の欄を御覧ください。特別会計の合計は38億2,676万円でありまして、総計は一番下の欄に記載しておりますように1,126億3,124万9,000円であります。

2つ右の欄に、令和3年度当初予算額からの増減額を示しておりますが、3億7,914万3,000円の増、前年度比100.3%となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

令和4年度の教育委員会の新規・改善事業等の一覧をお示したものであります。

私からの説明は以上であります。令和4年度当初予算における新規・改善重点事業等の詳細につきましては、引き続き担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重松委員長 教育長の概要説明が終了いたしました。

引き続き説明をお願いしますが、これより2班に分けて、それぞれ議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑を行うことといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、まず初めに、第1班、教育政策課、財務福利課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課及び教職員課の議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川北教育政策課長 お手元の歳出予算説明資料、教育政策課のインデックスのところ、453ページをお開きください。

教育政策課の当初予算は、一般会計31億2,911万1,000円をお願いしております。

主なものにつきまして御説明いたします。

455ページをお開きください。

まず、下から4段目、(事項)職員費の15億6,747万4,000円であります。これは、教育委員会事務局職員の人件費であります。

次に、下から2段目の(事項)一般運営費の1億92万8,000円であります。これは、本庁及び教育事務所の運営に要する経費であります。

456ページをお開きください。

上から7段目の(事項)教育広報費の2,560万7,000円あります。これは、教育テレビ番組の制作に要する経費であります。

次に、下から2段目の(事項)教育研修センター費の9,560万8,000円あります。これは、教育研修センターの管理運営や研修などに要する経費であります。

457ページを御覧ください。

上から4段目の(事項)職員費の10億7,710万5,000円、そして、下から2段目の(事項)職員費の2億4,544万2,000円あります。これらは、事務局職員のうち社会教育関係及び保健体育関係職員の人件費であります。

○四位財務福利課長 歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、459ページをお願いいたします。

財務福利課の令和4年度当初予算額は、表の上から2段目、左のほうにありますとおり、総

額で87億4,004万円をお願いいたしております。

その内訳は、1段下にあります一般会計が49億1,328万円、その6段下にあります特別会計が38億2,676万円であります。

主なものにつきまして御説明いたします。

461ページをお願いいたします。

一般会計についてであります。

ページ中ほど、(事項)維持管理費が22億8,529万2,000円であります。このうち、説明欄の1、営繕費に12億6,070万2,000円を計上いたしております。これは、県立学校の施設設備の改修や修繕等に要する経費であります。

462ページをお願いいたします。

説明欄6、県立学校老朽化対策事業に9億5,000万円を計上いたしております。これは、県立学校施設の老朽化対策として、建物の劣化を抑制するために、外壁や屋根防水等の改修工事を行うものであります。

次に、その3段下の(事項)高等学校生徒寮運営費が8,613万8,000円であります。これは、高等学校地区生徒寮の運営に要する経費であります。

次に、その2段下の(事項)教職員住宅費が8,056万4,000円であります。これは、教職員住宅の維持修繕に要する経費及び建設資金の償還等に要する経費であります。

次に、その3段下の(事項)教職員福利厚生費が7,276万1,000円であります。これは、教職員の定期健康診断やストレスチェック、各種研修、相談事業等の実施に要する経費であります。

次に、463ページをお願いいたします。

上から6段目、(事項)一般運営費(高等学校)が15億4,779万6,000円あります。これは、高等学校などにおける光熱水費や警備等の各種

業務委託及び教材教具の整備などの経費であります。

次に、その2段下の(事項)海洋高校実習船費が2億2,163万3,000円あります。これは、宮崎海洋高校の航海実習等に係る実習船「進洋丸」の運用に要する経費であります。

次に、464ページをお願いいたします。

上から4段目、(事項)一般運営費(特別支援学校)が2億4,948万8,000円あります。これは、特別支援学校における光熱水費や警備等の各種業務委託及び教材教具の整備などの経費であります。

次に、その4段下の(事項)学校給食運営管理費が1億9,469万3,000円です。これは、特別支援学校等の給食調理業務委託に要する経費や給食調理施設の整備に要する経費であります。

次に、465ページをお願いいたします。

表の中ほど、(事項)文教施設災害復旧費が9,270万円です。これは、県立学校施設等の災害復旧に備えるための経費であります。

続きまして、特別会計についてであります。

466ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。

表の中ほど、(事項)高等学校実習費が2億3,801万円あります。これは、農業系の高校7校における農業実習等に要する経費であり、生産実習に必要な備品や材料の購入等を行うものであります。

なお、財源の内訳は、生産物売払収入などの財産収入や繰越金などあります。

次に、467ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。

表の中ほど、(事項)育英事業費が35億8,875万円あります。このうち、説明欄の1、育英

資金貸与事業に4億7,334万7,000円を計上いたしております。これは、高校生や大学生等に対する育英資金の貸与を行うための経費です。

また、説明欄の5、育英資金貸付準備金に30億6,982万6,000円を計上いたしております。これは、育英資金の貸付けについて、社会情勢の変化等により貸与希望者が想定を大幅に上回った場合などに備えるための経費であります。

なお、財源の内訳は、返還金などの諸収入や繰越金であります。

当初予算についての説明は、以上であります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして御説明します。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の14ページをお開きください。

⑮「教職員がストレスなくその能力を十分発揮できる環境整備に取り組むとともに、休職者の復職に向けた取組を推進すること」に係る対応であります。

近年、過度なストレス等を原因とする精神疾患で休職する教職員数の増加が全国的に問題となっており、本県においても、その対策が課題となっております。

このため、県教育委員会では、市町村教育長や学校長の代表者等で構成する宮崎県公立学校職員健康づくり推進協議会を設置し、心身の健康増進対策を総合的に推進しているところであります。

主なものといたしましては、管理職や一般教職員を対象とする研修会を実施することにより、メンタルヘルスの意識啓発を図るとともに、臨床心理士などの専門家や教職員相談員による各種相談事業により、悩みを抱える教職員が気軽に相談できる体制の充実に努めております。

加えて、県立学校の全教職員を対象とするストレスチェックを実施することにより、ストレスの状態を各自が把握し、高ストレスと判定された者には、必要に応じて医師による面談指導を行うなど、精神疾患の未然防止に取り組んでおります。

また、精神疾患による休職者の円滑な職場復帰及び再発防止を目的として実施する職場復帰トレーニングにおいて、復職に伴う不安を臨床心理士に相談することができる復職支援相談を実施し、休職者の復職に向けた支援を行っているところです。

今後とも、教職員が過度なストレスに苦しむことなく、その能力を十分発揮できるようメンタルヘルス対策に努めてまいります。

○谷口高校教育課長 歳出予算説明資料の高校教育課のインデックスのところ、469ページをお開きください。

高校教育課の当初予算は、左から2列目にありますように一般会計で35億8,909万円を計上しております。

主な内容について御説明いたします。

472ページをお開きください。

一番上の(事項)学力向上推進費の2億8,931万1,000円であります。このうち、説明欄の7、改善事業の新時代に対応した高校授業改革推進事業であります。これは、新学習指導要領や大学入学共通テストを踏まえた指導法や評価方法を研究指定校において実践的に研究することで、これから求められる資質・能力の育成を目指すものであります。

また、学校、教育委員会、大学が連携・協力をして研究や実践を進めることで、各学校の魅力化・特色化の推進と教員の効果的な指導力の

向上を図るものであります。

次に、同じページ、中ほどより少し下の（事項）就職支援活動促進費の3,674万4,000円であります。このうち、説明の欄の1、改善事業のみやざきで働こう！高校生県内就職促進事業であります。これは、高校生の県内就職率をさらに向上させるために、県内企業見学会やインターンシップ、職業講和等の体験的な活動を支援するものであります。

また、就職支援エリアコーディネーターを1名増員しまして、県内7地区に7名配置することで、今まで以上にきめ細かな就職支援を行うものであります。

○吉田義務教育課長 歳出予算説明資料の義務教育課のインデックスのところ、475ページをお願いいたします。

義務教育課の当初予算額は、一般会計で1億3,997万6,000円を計上しております。

主な内容について御説明いたします。

477ページをお開きください。

まず、中ほどの（事項）学力向上推進費の3,862万1,000円であります。こちらは、小・中・義務教育学校の児童生徒の学力向上のための事業で、主なものとして、説明欄1のみやざき小中学校学力向上支援事業であります。これは小・中・義務教育学校において、学習状況調査の実施と分析等により、学習指導の検証・改善サイクルの確立を図るとともに、各学校への支援を充実させ、学力の向上を図るものであります。

次に、その下の（事項）指導者養成費9,236万7,000円であります。こちらは、教職員の資質向上のための研修等を行う事業であります。

主なものとして、説明欄3の初期研修事業ですが、これは、新任教員に対して教育公務員と

しての基本的な心構えや服務上必要な事項及び学習指導、生徒指導、校務分掌等、教育活動全般にわたっての研修や研修時の後補充で配置する会計年度任用職員の人件費であります。

○松田特別支援教育課長 歳出予算説明資料の特別支援教育課のインデックスのところ、479ページをお開きください。

一般会計で4億2,980万8,000円をお願いしております。

それでは、主なものを御説明いたします。

481ページをお開きください。

まず、上から6段目の（事項）特別支援教育振興費の1億3,152万7,000円あります。このうち、その下の説明欄の4、特別支援学校医療的ケア実施事業に8,408万6,000円を計上しております。これは、特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒に看護師を配置するものであります。

次に、説明の7、県立高等学校生活支援充実事業に2,584万4,000円を計上しております。これは、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒に、教室移動等の介助を行う生活支援員の配置等を行うものであります。

次に、説明欄の10、新規事業の未来を拓く！特別支援学校「自立と社会参加」推進事業に165万1,000円を計上しております。この事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、下から2段目の（事項）就学奨励費（特別支援学校）の1億6,700万円あります。これは、特別支援学校の幼児児童生徒の保護者等の経済的な負担軽減を図るために、就学に必要な経費を補助するものであります。

歳出予算説明資料については以上です。

続きまして、常任委員会資料により御説明いたします。

常任委員会資料3ページをお開きください。

未来を拓く！特別支援学校「自立と社会参加」推進事業でございます。

1の事業の目的・背景であります。特別支援学校の幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を推進するため、特別支援学校における教育の充実や教育体制の推進を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は165万1,000円で、事業期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間でございます。

事業内容は2つありまして、①は、社会的自立を見据えた職業教育及びそれを支える資質・能力を培う教育の充実を図るため、新時代に対応し、就労につながる作業学習の開発などを行います。

②は、教育的ニーズに応じた専門性を支える教育体制の推進で、学校支援アドバイザーを派遣し、専門家の知見を活用します。

3の事業効果につきましては、職業教育や自立を目指した取組、外部専門家との連携により、新しい時代を生きていく幼児児童生徒の障がいによる生活や学習上の困難を改善・克服するための特別支援学校の教育の充実が図られると考えております。

○東教職員課長 歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、483ページをお願いいたします。

令和4年度当初予算額は、一般会計925億1,981万2,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

485ページをお開きください。

まず、上から5番目の(事項)教職員人事費であります。12億2,578万6,000円を計上しております。このうち、説明欄の2の学校会計年度任用職員の配置に要する経費として、10億7,987万1,000円を計上しております。これは、会計年度任用職員の報酬や費用弁償等の経費であります。

次に、その下の3のスクール・サポート・スタッフ配置事業8,720万円あります。これは、市町村立小中学校へのスクール・サポート・スタッフ配置に対する補助金であります。

486ページをお願いいたします。

一番上の(事項)退職手当費についてであります。退職手当の支給に要する経費といたしまして、91億7,653万円を計上しております。

次に、学校種ごとの教職員の職員費及び旅費についてあります。職員費は、教職員の給料や職員手当等及び共済費であります。

まず、中ほどの(項)小学校費であります。 (事項)職員費に330億6,491万8,000円、その下の(事項)旅費に1億4,658万8,000円を計上しております。

次に、下から3番目の(項)の中学校費であります。 (事項)職員費に218億2,360万5,000円、487ページの上から2番目の(事項)旅費に1億4,923万8,000円を計上しております。

次に、中ほどの(項)高等学校費あります。 (事項)職員費に181億3,218万8,000円、(事項)旅費に1億8,402万1,000円を計上しております。

最後に、下から4番目の(項)特別支援学校費あります。 (事項)職員費に85億5,594万7,000円、1枚めくっていただきまして、488ページにあります。 (事項)旅費に5,112万7,000

円を計上しております。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○満行委員 未来を拓く！特別支援学校「自立と社会参加」推進事業、大変すばらしい事業だと思います。今までも社会参加の推進については、やっていただいていると思うんですが、予算が165万1,000円で事業期間が3か年なんですけれども、予算は一桁違うのかなという気がして、担当課の意見を聞きたいんですけども。

納税者になるか否かで社会的に全然違うと思いますし、長い目で見ると、1人社会に参加する人が増えると、いろんな面で違ってくると思うんですけども、この自立と社会参加以外の事業もやっていらっしゃるのかもしれませんが、この事業について、今までどうだったのか、そして、今後どうなさるのか、その辺りも教えていただきたいと思います。

○松田特別支援教育課長 未来を拓く！特別支援学校「自立と社会参加」推進事業につきましては、この前の事業といたしまして、夢×人×地域「社会とつながる特別支援学校」推進事業を行っておりまして、特別支援学校の児童生徒の自立と社会参加を育むための自立活動の指導であるとか、作業学習の指導、就労を目指した相談等に対応するための自立支援推進員の配置等を行ってまいりました。

こうした中、学校からは、自立活動や様々な障がいに応じた課題に対応するためには、専門家の派遣等が必要だという意見がありますので、それを踏まえ、教育的ニーズに応じた専門性を支える教育体制の推進のための学校支援アドバイザーの派遣をお願いしたところです。

これまでも自立と社会参加に向けた指導は

行ってきたところではございますけれども、時代のニーズに応じた、より実践的な指導を行い、就労につなげてまいりたいと考えております。

○満行委員 予算165万円では、学校支援アドバイザーの派遣も研究指定校のICT活用も限られてくるので、この予算ではできないのかなと思うんです。

しっかり業界のことが分かっている人が現場で子供たちに指導をする、そうすると、その子の自立が進むのかなと思うんですけども、学校支援アドバイザーの派遣は、この予算でどれぐらい実績を見込んでいるのでしょうか。

○松田特別支援教育課長 これまでの事業におきましては、指定校3校に対し専門家を派遣しておりましたが、委員御指摘のとおり、それでは十分な成果が上がらない面もあるということで、今回の新規事業におきましては、学校支援アドバイザーを全ての学校を対象に、一校当たり年2回利用できる予算配分としております。

学校支援アドバイザーにつきましては、ポンチ絵にもありませんとおおり、学校は普段から地域の福祉関係者、医療等の関係、就労関係の専門機関等と連携しているところではありますけれども、その上でも、なお非常に困難な事例等の課題解決を図るために、特に研修が必要な場合に、各学校が必要とする専門家——大学関係者等を学校支援アドバイザーとして派遣することにしております。回数としては、研修を充実できる十分な回数ではないかと考えております。

○満行委員 社会の現場の方々を連れてきて、子供にそういう話を聞かせることは大変有効だろうと思うわけです。とりわけ、障がいを持つ子供たちですから、夢をあきらめているとか、いろんな部分があるんだろうと思うんですけれ

ども、ICTを活用することにより、今まで以上に社会参加が可能になっているはずで、その辺りの現場の声を学校も受けとめてスキルを上げてもらうというのは大事だと思うんです。

支援学校の教職員は、異動で来られて手話を覚えたり、普通校と同じように進学、就職、小中高のレベルの違う教育を見たり、あれもこれもと本当に大変と思うので、こういう場に外部の専門家をどんどん入れていただく。

今、派遣回数は一校当たり2回というお話でしたけれども、いろんな分野の方もおられるし、進学にしても、就職にしても、いろんな子供たちの思いはあると思うので、ぜひ、こういう事業をどんどん拡げていただきたい。160万円の予算があつという間に1,000万円とかに広がるように、ぜひ、御努力いただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○井本委員 学校支援アドバイザーがどんなことをするのか分からないんだけど、ともかく、現場の先生たちが一番よく分かっていると思うんです。だから、現場の先生たちが意見を出しやすい組織になっているのかといつも——今、グーグルなんかは、自分で学習して常に成長していく学習する組織を目指そうということをやっているんです。現場の人たちが何でも言えるような組織、常に新しいアイデアが出てくる、イノベーションが起こせる、そういう組織を作らないといけないということでグーグルなんかはやっているんです。彼らは、何を言っても大丈夫だという心理的安全性が一番大切だと言っているんです。心理的安全性がなく、言いたいことも言えないと、イノベーションもできないということをやっているんです。

そういうところから見ると、現場の人たちが

一番分かっている、改革案も持っているはずだと思うんです。学校支援アドバイザーが来られて、どんな話をするか分かりません。もしかしたら、そんな話をするのかもしれませんが。

現場の人たちがアイデアを出しやすい、改革をしやすい職場づくりを考えないといけないのではないのかという気がするんです。そんな方が来られるか分からんけれども。

ちょっと話は変わるかもしれないけれども、ドイツ参謀本部という本を読んだら、ナポレオンに対抗するために、欧州が1つになって一生懸命敵対しようとするが、ナポレオンは天才なわけです。行くところ、行くところ、撃破していくんだから。

そこで、欧州はドイツ参謀本部というのを作り上げた。ドイツ参謀本部に集まった人たちは結構優秀な人たちですけども、天才じゃないわけです。彼らが何をやったかという、ナポレオンが行くところは連携して逃げていくんですよ。だから、ナポレオンは行くところ、行くところ、常に勝っているんです。

ところが、ナポレオンは最後は捕虜になってしまうんです。ナポレオンも、私は全部勝ったのに、何で俺は捕虜にならないといけないのだって言っておるんだけど。天才でもそういう優秀な人たちが集まった組織にはかなわないということだろうと思うんです。

学校支援アドバイザーは恐らく優秀で、すばらしい方と思うんだけど、現場の経験、体験を積んできた現場の先生たちの具体的な意見を吸い上げるような、取り上げるような組織にしていけないと。

日本が30年も停滞したのは、リノベーションが済んでいないんです。付度や空気とか、そう

というのが支配してしまっていて、現場の人たちが言いたいことが言えず、本当の意見が上に上がっていかない、改革ができていない。本当かどうか分からないけれども、これが日本が30年間停滞した原因じゃないかと言われているんです。

私もどうしたらいいのかわからないのですが、言いたいことを言えるような、何でもアイデアが出てくるような組織にしないといけないんじゃないか、グーグルなんかは、学習する組織を目指して一生懸命やっているんです。

そういうことを考えてもいいんじゃないのかと思うんですけれども、どうでしょうね。

○松田特別支援教育課長 特別支援学校におきましては、障がい種別によって求められる専門性や指導力も異なっておりますので、異動するたびに、求められる高い指導力に対応した研修が必要となってまいります。

異動されてきた際に分からないまま授業を始めるということではなく、分からないことを分からないとしっかり伝えて、校内でのOJTによって、専門性の高い教員からきちんと指導を受けながら、全ての教員が一定の指導力を持って指導に当たれるようにしていくべきだと考えております。

ただ、文科省でも示しておりますが、児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化等が進み、特別支援学校が抱える課題を学校内だけで解決するのはなかなか難しい状況になっているので、地域の専門家等との密接な連携は非常に重要だというふうに示されておりますので、委員に御指摘いただきましたように、学校の意見を聞いて、学校が必要とする、課題解決に対応できるような専門家を学校支援アドバイザーとして派遣してまいりたいと考えております。

○井本委員 学校支援アドバイザーが来られるんだから、それはそれで勉強していただきたいと思うんですが。

あと、ストレスの話、メンタルヘルスの話とも関係するんだけど、昨日、教育長にメンタルヘルスの件で包括支援の話を持っていったんですが、組織としてどう対処するかということは、メンタルヘルスとも関連はあるんだけど、フィンランドで開発されたというオープンダイアログというのは御存じですか。誰か知っている人いない。知らんですか。

オープンダイアログというのは、開かれた対話ということで、学習する組織と同じ発想なんです。何でも言えるような、対話が続く組織にして、オープンダイアログを続けると、うつ病の人とかを治すようなことができるような、そういうのがはやっているというか、1960年代ぐらいからやっていたという話です。

そういうのを組織として、日本の場合はどうも空気とか、忖度とか、そういうのが先にあって、オープンダイアログも現場の人たちが一番分かっているという前提の下に話を引っ張っていくんです。

日本の組織、県庁の組織もそうなんだろうけれども、日本全体が本当に対話できるような組織にしないといけないのではないかと。

話があっちこっちで申し訳ないんだけど、宮本常一さんという有名な人がいるでしょう。あの人のあれを読むと、彼は対馬に行って、昔の書類を見せてくれって言うんです。すると、約10か所の島から代表者が来るわけです。

そして、その代表者たちが3日間、車座になって、2人集まって、3人集まって、4人集まって、結局10人ぐらいの人たちが、お酒を飲んだ

ときにいろいろ出てくるじゃないですか。あんな感じで3日間やるらしいです。3日間もやると、みんなの情報やら意見やらが大体みんな集約されるんです。最後に結論を出すらしいんですけども。昔は、日本でも、そういうオープンダイアログみたいなものをやっていたんだと、感心したんです。

何でもかんでも全部言いたいことを言ってしまうと、そして、新しいものが出てくるということ、そして、現場の人が一番それを分かるとということ、その宮本常一さんの話でも思うんですが。

専門家も悪くはないんだけど、現場の人たちが、私はもっと活用されてしかるべきじゃないのかという気がするものですから。

お答えは結構ですが、よろしくお願いします。

○丸山委員 学校支援アドバイザーについて伺います。

その前の事業があるということなんですけれども、先ほどの説明では、派遣の対象を指定校3校にしていたのを、全ての学校に変更し、年に2回ずつ派遣するということでしたが、そうとなると、かなり数が増える気がします。

学校支援アドバイザーの予算は、本当に約54万円で大丈夫なのか、そんな人材が全県下に回らないといけないとなると非常に大変じゃないかと思っているんですけども。

○松田特別支援教育課長 学校支援アドバイザーの報償費の単価は、県の規程により8,000円を予定しておりまして、それを各校2人、年2回、13校で予算計上させていただいております。この額を含んだ予算となっております。

学校によりましては、この報償費が発生しない、例えばハローワークであるとか公的機関の

関係者を招いて研修をする場合もあると思いますので、この2回は経費が発生する場合の回数となっております。

そのほかの研修も学校で取り組むことはできると考えております。

○丸山委員 計算上、なんとなく分かりました。

あと、特別支援学校を18歳で卒業されたときに、よくあるパターンとして、施設に入る、A型事業所やB型事業所に行く、そういう施設に全然行かずに家にいるなど、いろんなパターンがあると思っているんですけども、前の事業を含めて、どれくらいそういう子供たちがいるのか、今の現状を踏まえ、自立と社会参加に向けて、今後、それをどう改善したいという目標があるんじゃないかと思うので、それを教えていただくとありがたいと思います。

○松田特別支援教育課長 特別支援学校高等部の卒業生の状況としまして、一部進学もありますが、就職、訓練機関への入学、福祉サービスの利用となっております。

福祉サービスの中でも、就労継続支援A型やB型などの賃金等がある福祉サービスもありますし、介護を受ける生活介護や自立訓練などの介護型の福祉サービスの利用等もあります。

その中で、本県の就職率につきましては、昨年度の就職率が25.2%となっております。福祉サービスの利用が60.6%となっております。60.6%の中の就労移行支援の利用者が20%ですので、この20%の福祉サービス利用の方々が、様々な事業の、作業学習の開発等によりまして、就職ができる状況に移行していくことを本課としては目指したいところです。

○丸山委員 親としては、親が亡くなった後に子供がしっかり自立できるかが一番心配だと、

これも永遠のテーマなものですから、できるだけ自立できるように、この事業をしっかりとやっていたきたいです。

また、県の中心部にA型事業所を開所する事業者が出てきているので、A型事業所はかなりニーズがあると聞いているんですが、ニーズがあってもいいけれども、その後、そこで継続して仕事をされているのか、我々も分かっていないものですから、できれば入った後のフォローアップをしていかないと、A型事業所に入ったけれども、ドロップアウトしてとか……。

あと、福祉分野の世界で教育委員会から離れるかもしれませんが、その福祉との連携強化は、今、どんな状況だと理解すればよろしいでしょうか。

○松田特別支援教育課長 福祉サービスを利用している卒業生につきましては、就労移行支援という事業も利用していますが、就労移行支援は、利用期間が2年間という制限がありますので、2年間、そこでサービスを受けて就職できない場合は、就労継続支援A型やB型に移行していくということになり、福祉サービスの下での就労ということになります。

ですから、就労移行支援を利用しながら、就職を目指す卒業生がさらに増えることが望ましいと考えますし、就労継続支援A型、B型等の利用者が、さらに就労移行や就職につながれば、先ほど御指摘いただきました生活介護や自立訓練を受けている方々が十分サービスを受けられることとなりますので、その底上げを図っていくことが必要だと考えております。

就労継続支援A型、B型については継続しての利用ができますので、利用している方が途中で打ち切られることはないという状況です。

○丸山委員 ぜひ、今回の事業で、福祉サービスを利用する60%の方が20%ぐらい移行する可能性があるということで、この方々が自立、社会参加ができるようにお願いしたいと思っております。頑張ってください。

○徳重委員 育英資金のことをお尋ねしますが、昨年度より約5億円多く予算が組まれたようですが、コロナ禍という状況の中で増えてきたのかという思いなんですが、どれぐらいの人数を想定されているのか教えてください。

○山崎育英資金室長 来年度の貸与人数の見込みは1,453名でございます。

○徳重委員 令和3年度は何名でしょうか。

○山崎育英資金室長 令和3年度は1,402名でございます。

○徳重委員 ということは、コロナ禍でもほとんど変わらないと想定されているんですか。

○山崎育英資金室長 まず、コロナとの関係なのですが、昨年からコロナの影響を受ける可能性があったと思っているんですけども、実は、コロナによって家計的にちょっとダメージを受けましたというような申出というのは、昨年度8件ぐらいしかございませんでした。

今年度もコロナによって緊急的に貸付けを受けたいという方は、相談としては今のところ5件ということで、育英資金から見える形としては、あまり影響を受けていないかと思えます。

それで、全体の貸付け人数に関しましては、少子化の関係等もございますけれども、少し余裕を見て、今年度より100名ぐらい多いという形で予算を計上させていただいております。

○徳重委員 分かりました。

もう一つ、決算特別委員会の指摘要望事項⑯の教職員のストレス関係ですけれども、メンタ

ル的な理由で休職される方が令和3年度は何人だったのでしょうか。

○東教職員課長 令和3年度の2月末現在で112名が休職しており、このうち、63名が精神疾患でお休みされております。

○徳重委員 この63名の方は、平均にして1年、2年、あるいは何か月とか、休職期間はどれぐらいの期間が多いんですか。

○東教職員課長 令和3年8月1日現在で平均休職期間を調べましたところ、1人当たり324日ということになります。

○徳重委員 私も相談を受けたことがあって、非常に気にしているんですが、63名という多くの方が丸1年お休みされるということですが、復職に関して、私が受けた相談の事例からすると、職場環境、高等学校の場合は部活とか、親等との関係があったりして、元の職場に復帰することは精神的に無理、もうできません、もう辞めますというような相談を受けたことがあるんです。

1年休んで復職となったときに、元の学校に帰るのが基本になっているという話を聞いておりますが、環境がほとんど変わらないわけです。復職した場合に、逆に悪くなるようなことにもなりかねないんじゃないかと思うんです。その方は、私に辞めるとはっきり言ってこられました。環境が変われば、仕事が順調にいく気がするものだから。

休職期間が1年ということになりますと、年度が変わるため異動もありますが、対象者の勤務場所を変えてもらわないと仕事ができないというときは、本人の意向をある程度尊重すべきじゃないかと私は思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

○東教職員課長 教職員の人事異動につきましては、今、徳重委員からお話がありましたように、病気を抱えている方とか、そういう方につきましては、人事異動上、配慮するというところで、本人のいろんな意向等を聞いて異動しております。

○徳重委員 分かりました。ぜひ、そういう方向で、本人の意向を大事にしてほしいと思ったものですから、質問させていただきました。

○丸山委員 関連で、ストレスチェックが始まって、恐らく3～4年たっていると思うんですが、このストレスチェックで、ストレスが高い人は問診なり、精神科の先生たちに見ていただき、アドバイスを受けて、少しでも配慮するシステムだと思っているんですが、それが始まって少しは改善されたのか、もしくは全然改善されてなくて、まだ何が足りないのかというのが分かっていたら教えていただくとありがたいと思っています。

○四位財務福利課長 ストレスチェックで高ストレス者と判定された方は、先ほど報告させていただいたとおり、本人が望めば医師による面談につながることができます。

令和2年度で申しますと、1年間で延べ10人が医師による面談を受けました。

このメリットは、自分から医療機関等にかかる勇気の持てない方でも、自分の状態が悪いんだと自覚した段階で、すぐに対応していただくことができることで、これは大変効果があったものと認識しております。

しかしながら、10人以外にも高ストレス者はもっとたくさんいらっしゃるわけです。データでは、500人以上の方が高ストレス者と判定を受けながら、医師の面談を受けた方は10名程度

となりますので、高ストレス者に対しこういった制度を活用することができるんですよということをしっかり周知し、心の垣根を低くしていただくことが大事になってくると思うので、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○丸山委員 500人ぐらいの方が高ストレスということは、こういう人たちが予備軍でいて、昨年度は73名ぐらいだった。これは、毎年70名前後がそういう状態なのか、ストレスチェックが始まって少しでも改善されたというデータがあるのか、500名近くの方が予備軍になってしまうと、教育の質が非常に落ちてしまうんじゃないかと心配なもので、その辺の考え方を伺いしたいと思っております。

○四位財務福利課長 こうした活動が休職者へどのような影響を及ぼしたかというような分析はなかなか難しいので、できてはいないですけども、おっしゃられるように、これらの予備軍を少しでも病気に進ませないような取組を継続してしていく必要があると思っておりますので、周知をはじめ、努力してまいりたい、また、新しい切り口があれば、それを取り入れて改善していきたいと考えています。

○丸山委員 いずれにしましても、せっかく始めたストレスチェックが活かされてなければ意味がないもんですから、500名近くの方が高ストレスで、予備軍となると非常に心配ですので、できるだけ早くこういう方たちのストレスを少しでも軽減できるように、学校全体、PTA、あと、地域の方々も含めてタイアップしていかないと、今の先生方って非常に大変なことが多いと聞いておりますが、学校だけで対応することは無理だろうと思っておりますので、地域全体でしっかりと対応できるようなもう一步踏み込ん

だ形をしていかないと、その辺をもう少し工夫していただくとありがたいと思っております。

○黒木教育長 御指摘ありがとうございます。

非常に大きな課題だと考えております。

私が学校におりますときにストレスチェックの取組が始まったんですが、客観的に自分のストレスの要因を見ることができ、自分を客体視する意味で、非常に大きな意義があるかと。

個人におきましては、自分のストレスの要因が何なのかを一度点検できる、自分のストレスがどのくらいの度合いなのか分かることについては、非常に意義のあるものだと、続けてやっていますと、そんなことを感じておりました。

今、御指摘の部分でございますが、管理者として学校におりましても、実は、どの職員が高ストレスなのか分かりません。というのが、ストレスチェックは、例えば上司に関する項目など非常にデリケートな部分があるため、非開示になっております。その中から、本人の意志でドクターの面談を受けていただくという形です。ドクターの面談を受ければお休みを取られる段階が見えますので、そうなのかなというのは分かるんですが、そういった非常にデリケートな部分もございしますが、委員がおっしゃられましたように、これが改善につながらないと意味がございませんので、データをもう少し分析させていただきまして、前に進めていきたいと思っております。

○井本委員 学力向上推進費の7つ目、改善事業の新時代に対応した高校授業改革推進事業ですが、具体的には、今までとどんなところが違うんでしょうか。

○谷口高校教育課長 新しい学習指導要領が令和4年度から学年ごとに入ってきます。そして、

大学の入学のテストがセンター試験から共通テストに変わりました。そういったことを踏まえて、この事業においては、指導と評価の研究部門の会と、マネジメントと探求学習の研究の会を研究校に指定し、大学の先生、あるいは教育委員会の指導主事等を含めて、そういったことについて検討し、ほかの学校にも広めていくようなことをイメージしております。

○井本委員 あなたが考えるスタンスは、具体的にどのように変わるのか、その辺も聞かせてもらえませんか。

○谷口高校教育課長 新しい学習指導要領等では、知識・技能だけではなくて、思考力や判断力など、そういったものを非常に重視するようになるので、各事業において、思考力、判断力をどのような授業をすれば高めていけるのかといったことを、外部の講師等も含めて、研究していきたいと思っております。

○井本委員 今までの知識偏重の風潮から考えるような、そういうことになるだろうと思うんですけれども、ただ、大学受験が知識偏重の試験であれば、どうしても知識偏重に傾いてしまう。だから、今度も、大学受験がなかなか思うように進んでいないということもあるんでしょうけれども、その辺との兼ね合いというのはどのようなになるんでしょうか。

○谷口高校教育課長 今、おっしゃいました、大学の試験のことですけれども、新しい共通テストに変わって今年が2年目なんですけど、私自身も自分の教科課目を解いてみますと、これまでと比べて、明らかに問題をしっかりよく読んで、資料を活用しないとなかなか解けない、まさに思考力と判断力が試されるような大学入試に変わっていると実感しております。

○井本委員 答えがない教育というか、正解がない教育というのをやらないといけないわけでしょうから、そうすると、採点が非常に難しくなってくると思うんです。

採点がしやすいということは恐らく正解がばっと出る問題なんだろうと思うんです。

だけれども、それは今度の新しい世界には通用しない、回答がなくてもそれを考えていくようなものをやるとなると、採点するほうも大変になると思うんですが、その辺のことについては、どのように臨もうとしているのか教えてください。

○谷口高校教育課長 今、委員がおっしゃった、答えのないものについて、どういうふうに生徒が研究していくか。

これにつきましては、総合的な探求の学習の時間といったものがございまして、どの高校も、自分でテーマを見出し、情報収集して、発表をする。そして、その結果が正しいのか、間違っているのかというのはなかなか難しいですけれども、そういったことを総合的な探求の時間等で取り組むことによって、少しは身につけていくのではないかと考えています。

○井本委員 プロジェクト型のものとか、アクティブラーニングとか、いろんな方法があるんでしょうけれども、正解はないかもしれんけれども、自分で考えるプロセスを大切にしている時代に入ってきているんだろうと思うんです。

先生たちも大変だろうと思えますけれども、頑張ってください。

○丸山委員 学力向上につきまして、高校、義務教育の両方なんですけれども、コロナの関係でIT関係が入ってきて、いろいろ出題して、回答率が一番悪い問題はこれと、瞬時に分かる

ようなシステムができたと聞いてます。

前回の全国統一テストの点数は、宮崎県は残念ながら上がってこなかったから、今回は上がってほしいと思っております。

そういうシステムを含めて、令和3年度にいろんな試行をしたと思いますので、令和4年度は鉄は熱いうちに打たないといけないと思っています。

学力向上に対して何か新しい考え方があれば教えていただけるとありがたいです。

○吉田義務教育課長 ICTにつきましては、昨年度、小中学校にタブレットを導入しました。今年度は整備したばかりということで、まずは日常的に使うことに重点を置いて進めてまいりました。

令和4年度は、日常使いから一つ段階を上げて、授業の中でどうやったら効果的に活用できるかというところを、指定したモデル校を中心に研究を進め、それを県内に広げていこうと思っております。

タブレット等を導入したことで授業が効率よく進められたり、子供の意見を瞬時に集約できたりとかに活用できますので、それを学力向上につなげるような取組の研究を進めていこうという計画であります。

○丸山委員 ぜひ、導入されたタブレットを十分に活用していただいて、高校も含めて、しっかり学力向上に取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

宮崎市内の高校のほうが難関大学に行きやすい、行ける可能性があるからといって宮崎市内の高校に行ってしまうんですが、本来は同じ先生等が指導しているはずですから、同じ倍率になるはずなのに、こんなに差がつくというのは

疑問が残ります。どこの高校に行っても、難しい大学に入れますとなれば、今の倍率の差がなくなってくるはずなんですが。

ぜひ、ICTを十二分に活用していただくようお願いしたいと思います。

歳出予算説明資料473ページの産業教育振興費が、今年度は3,100万円だったのが、来年度は、半分の1,400万円程度になっているんですが、地域産業界等と連携しながら工業高校の生徒たちを育成する、ひむか未来マイスター・ハイスクール事業とかを作って、その事業の予算は変わっていないのに、なぜ、事業全体の予算が半分になってしまったのかが分かりづらかったので教えてください。せっかく県内就職率が上がってきたのに何でかなと思っております。

○谷口高校教育課長 産業教育振興費は、これとは別に、就職支援活動促進費やほかの場面でも就職に関する取組をやっておりますが、確かに、委員がおっしゃったように、産業教育振興費の全体予算は額が落ちております。

ただ、現在、就職についての取組は、おっしゃっていただいたように、今年度の卒業生については、最終的な数値は出ておりませんが、多分、県内就職率も上がるであろうということでございますので、いただいた予算の中で、さらにこの取組を充実させていくことで、県内就職等も充実させていきたいと思っております。

○丸山委員 人口減少で、人手不足というのが、県内の様々な産業において喫緊の課題です。

この前の補正予算のときには、福祉関係の入学希望者が少ないとかありましたので、それを含め、ぜひ、県内産業と連携しながら、しっかり対応できるようにお願いしたいと思います。

○重松委員長 ほかにございますか。

それでは、以上で、教育政策課、財務福利課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課及び教職員課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時17分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

続きまして、第2班、生涯学習課、スポーツ振興課、文化財課及び人権同和教育課の審査を行います。議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○長尾生涯学習課長 歳出予算説明資料の生涯学習課インデックスのところ、489ページをお開きください。

一般会計予算で6億8,540万8,000円を計上いたしております。

主なものについて御説明をいたします。

491ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)社会教育振興費に825万6,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、説明欄の4、改善事業の県立図書館の衛生環境改善事業に469万7,000円を計上しております。これは、県立図書館の閲覧室の出入口には、図書館資料が手続きを経ずに持ち出されるのを防ぐための装置を設置しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、入館者が手で押す現在の接触式のものから非接触式のものと更新するものであります。

財源は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、下から3段目の(事項)家庭教育振興

費に155万2,000円を計上しております。これは、全額、改善事業の県民みんなで家庭教育応援事業に要する経費として、当事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

続きまして、492ページをお開きください。

(事項)図書館サービス推進費に1億3,997万8,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、説明欄の2、図書館サービス費に9,430万6,000円を計上しております。これは、主に図書の貸出、返却、整理など、館内サービス等に要するコンピュータシステムの保守、リース代や図書館カウンタースタッフ奉仕相談員の人件費などであります。

次に、493ページを御覧ください。

最初の(事項)美術館費に3億980万2,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、説明欄の4、県立美術館老朽化対策事業に1億3,904万円を計上しております。これは、県立美術館の空調設備の更新工事を行うものであります。

次に、中ほどの(事項)美術館普及活動事業費に6,247万4,000円を計上しております。このうち、説明の7、改善事業といたしまして、旅する美術館・旅してアート事業に427万5,000円を計上しております。当事業は、県央から離れた地域で県立美術館の所蔵作品を展示し、本物の作品の魅力を紹介することに加えまして、近隣の学校などで鑑賞や造形体験を行います。

また、美術館でアーティストと交流するアートトークを行い、文化に触れる機会の充実を図ります。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

それでは、改善事業を御説明いたしますので、

常任委員会資料の5ページをお開きください。

改善事業の県民みんなで家庭教育応援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。家庭教育を行う保護者を支援するために、学習機会や情報提供、人材の育成、環境づくりを行い、県民総ぐるみで家庭教育を支援する機運の醸成を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は155万2,000円で、国の補助金を活用いたします。

事業期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間です。

次に、事業内容であります。当事業は3つの柱で取り組んでまいります。

まず、①の学びのアップデートですが、保護者などが参加体験型で楽しく学ぶことができる活動の流れをまとめたみやぎ家庭教育サポートプログラムの活用、そして、このサポートプログラムの進行役であるトレーナーの派遣及び広報、啓発に取り組めます。

次に、②の人材の育成ですが、大学生を含めたトレーナーの研修会や各地域におけるトレーナー同士の家庭教育応援会議を実施いたします。③の環境づくりですが、市町村の行政担当者会を充実させることより、各市町村ごとの地域ぐるみでの支援体制の整備を進めます。

3の事業効果であります。3つの事業内容を展開することで、本県の家庭教育支援条例の趣旨である、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け健やかに成長できる宮崎を実現し、県民みんなで家庭教育を応援する支援体制の推進を図ることができます。

○押川スポーツ振興課長 歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、495

ページをお開きください。

スポーツ振興課の当初予算は、一般会計28億37万3,000円を計上しております。

主なものにつきまして、御説明いたします。

497ページをお開きください。

上から5段目の(事項)学校体育指導費の6,710万8,000円です。このうち、説明欄2、改善事業の部活動改革推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、説明欄の3、改善事業の運動大好き！子どもの体力アップ事業は、運動好きの児童生徒を育成し、さらなる体力向上を図るため、学校における体力テストのデータ分析や教職員のスキルアップ研修等を実施するものであります。

498ページを御覧ください。

一番上の(事項)スポーツ施設管理費の3億1,229万4,000円です。

主なものは、説明欄の1、施設管理運営費(指定管理者)です。これは、県総合運動公園有料公園施設、県体育館及び県ライフル射撃競技場の管理運営を指定管理者へ委託するために必要な経費でございます。

続きまして、一番下の(事項)学校安全推進費の1億9,327万1,000円です。次の499ページをお開きください。

説明欄の1、日本スポーツ振興センター共済事業は、学校管理下で児童生徒が病気やけがを負ったときなど、医療費給付等を行うために要する経費です。

続きまして、その下の(事項)体育大会費の1億3,656万7,000円です。

説明欄の1、国民体育大会経費は、国民体育

大会や九州ブロック大会へ派遣する県選手団の旅費等に要する経費であります。

続きまして、一番下の(事項)競技力向上推進事業の18億3,146万1,000円であります。これは、説明欄の1、選手強化、ページをめくっていただきまして、500ページの2の指導者養成、3の施設・設備整備など、天皇杯獲得を目指した競技力向上に向けた取組の柱となっている各事業などに要する経費であります。

こちらにつきましても、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

続きまして、新規・改善事業につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

改善事業の部活動改革推進事業であります。

1の事業の目的・背景であります。公立中学校及び県立学校における教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置します。

また、効率的な部活動運営を推進するため、研修会を実施するものであります。

2の事業の概要であります。予算額、財源、事業期間は御覧のとおりであります。

(4)事業内容であります。①の部活動指導員配置事業につきましては、8ページのポンチ絵を御覧ください。

下半分の四角囲みにあるように、令和4年度は公立中学校へ77名、県立学校へ37名の部活動指導員の配置を予定しております。

7ページに戻っていただきまして、②部活動効率化研修事業につきましては、部活動指導員や運動部顧問及び外部指導者に対する研修会

を行います。

3の事業効果であります。教員の時間外業務時間が削減されるとともに、教員の心理的負担が軽減されます。

また、効果的・効率的な指導が行われることにより、競技力の向上が期待できるものと考えております。

続きまして、9ページをお開きください。

天皇杯獲得を目指した競技力向上対策であります。

1の事業の目的・背景であります。令和9年度に本県で開催予定の第81回国民スポーツ大会におきまして、大会の総合優勝である天皇杯を獲得するため、県競技力向上基本計画に基づき、様々な競技力向上対策に取り組むものであります。

2の事業の概要であります。予算額、財源、事業期間は御覧のとおりであります。

(4)事業内容であります。10ページ下段のポンチ絵を御覧ください。

まずは、一番上の段の期間目標を見ていただきますと、今年度まで強化の区分を育成期としておりましたが、次年度以降は充実期、躍進期と進んでいき、天皇杯順位目標も2024年に20位、2026年に10位、開催年の2027年には1位としております。

また、その下の段には、本県の競技力向上に向けた課題を解決するため、取り巻く環境に対応した対策の4本柱である①推進体制の整備・充実、②選手の発掘・育成・強化、③指導体制の充実・強化、④環境条件の整備を示しており、各種事業に取り組んでまいります。

具体的には、ソフト面、ハード面の両面から支援策を講じてまいります。次年度から3年

間は充実期としており、特に、下段の左から2番目の枠内の取組に示しておりますターゲットエイジの強化やふるさと選手の活動支援といった選手強化、下段の右から2段目の枠内の取組に示しております各競技団体の取り組み状況や代表選手チーム等の紹介といった広報活動等を新規事業として取り組んでまいります。

ハード面につきましては、その下に示しております練習環境整備におきまして、各競技の強化の拠点となる練習拠点施設の早期整備を進めてまいります。

同じページの上段、④環境条件の整備の整備計画を御覧ください。

次年度以降の充実期におきましては、水球プール、体操場等の施設が順次完成することから、練習拠点施設を活用した効果的な強化を図ってまいります。

このような事業を計画的に推進し、全ての県民の皆様に応援していただけるチームみやぎきの育成強化に尽力してまいります。

続きまして、債務負担行為につきまして御説明いたします。

常任委員会資料15ページをお開きください。

練習環境整備事業（屋内走路建設事業）について説明いたします。

1の概要であります。国民スポーツ大会に向けた競技力向上のための練習環境整備の一環として、宮崎県総合運動公園に整備する屋内走路の建設工事につきまして、令和4年度から5年度にかけて実施することから、債務負担行為の設定を行うものであります。

2の限度額であります。建設工事費全体を4億円で見込んでおります。このうち、令和4年度の工事進捗分として2億円を令和4年度当

初予算で、また、令和5年度の工事進捗分として2億円を債務負担行為の限度額で計上しております。

3の期間であります。令和4年度から令和5年度までであります。

参考としまして、整備概要であります。構造は鉄骨造、階数は平屋、延床面積は1,600平方メートル程度であります。

主な機能は、100メートル及び110メートルトラック5レーン、走り幅跳び、三段跳び用の砂場、棒高跳び用の突き箱を整備することとしております。

整備場所であります。現在の陸上競技場と第二陸上競技場に隣接した場所を計画しております。

今後のスケジュールであります。令和4年6月に入札公告、令和5年9月に設計・施工に着手、令和5年6月完成を予定しております。

続きまして、16ページをお開きください。

同じく債務負担工事ですが、練習環境整備事業（陸上競技場、第三競技場改修事業）につきまして説明いたします。

1の概要であります。宮崎県総合運動公園の陸上競技場及び第三競技場の公認継続に必要な改修工事に係る事業費につきまして、工期が令和5年度までまたがることから、債務負担行為の設定を行うものであります。

2の限度額であります。建設工事費全体を2億7,123万8,000円で見込んでおります。このうち、令和4年度の工事進捗分としまして2,712万4,000円を令和4年度当初予算で、令和5年度の工事進捗分として2億4,411万4,000円を債務負担行為の限度額で計上しております。

3の期間であります。令和4年度から令和

5年度までであります。

参考としまして、工事の概要ですが、陸上競技場につきましては、インフィールドの芝の嵩を下げる工事等を行うこととしております。

また、第三競技場につきましては、走路の改修工事等を行うこととしております。

今後のスケジュールですが、令和4年11月に入札公告、令和5年1月に建設工事着手、令和5年8月に完成を予定しております。

債務負担行為の説明は、以上です。

続きまして、17ページをお開きください。

議案第23号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

1の改正の理由であります。県立学校体育施設照明施設使用料につきまして、使用料を徴収する施設区分の見直しに伴い、規定の改正を行うものでございます。

2の改正の内容であります。現在、県立学校の体育施設を開放して使用させる場合に、照明使用料を徴収する際の体育施設の区分としまして、体育館と屋外運動場を設けておりましたが、これを屋内体育施設と屋外体育施設にそれぞれ改めます。

また、屋外体育施設の中に、新たに運動場、テニスコート、弓道場、アーチェリー場の区分を設けることとしております。

それぞれの施設ごとに使用料を定めることで、使用施設に対する使用料の明確を図るものでございます。

3の施行期日は、令和4年4月1日であります。

○加塩文化財課長 歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、501ページをお開

きください。

令和4年度の当初予算額といたしまして、一般会計に4億8,447万8,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

503ページをお願いいたします。

上から5段目の(事項)文化財保護顕彰費の6,415万7,000円であります。これは、文化財の保護と活用を図るため、実態調査、保存・管理、環境整備等を行うものであります。

主なものとして、説明欄10、新規事業のふるさとの宝を未来へつなぐ文化財情報整備事業であります。この事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

続きまして、504ページを御覧ください。

一番上の(事項)埋蔵文化財保護対策費の4,125万5,000円あります。これは、開発調査による埋蔵文化財の滅失を防ぐため、開発等に先立って分布調査や発掘調査を行うものであります。

主なものとして、説明欄の3、埋蔵文化財発掘調査に2,704万1,000円を計上しております。この事業は、国土交通省から委託を受けて発掘調査を行うものでございます。

続きまして、その下の(事項)埋蔵文化財センター費の3,766万3,000円あります。

主なものとして、説明欄の5、新規事業の発掘成果地域還元事業「ふるさとの遺跡再発見」に209万円を計上しております。これは、埋蔵文化財の調査成果を県民に還元するため、地元から出土した遺物を用いた展示や講座を各地域や学校において実施しまして、歴史や文化財に親しむ機会を提供するものであります。

次に、このページの一番下の(事項)博物館

教育普及費の2,101万4,000円であります。

その次の505ページをお願いいたします。

主なものとしましては、一番上の説明欄の1、特別展費に2,009万6,000円を計上しており、総合博物館において、年3回の特別展を開催するものでございます。

次に、下から2番目の(事項)考古博物館教育普及費の1,652万円であります。

主なものとしましては、説明欄の1、特別展費に1,058万4,000円を計上しており、西都原考古博物館において、年2回の特別展を開催するものであります。

歳出予算説明資料については、以上です。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

新規事業のふるさとの宝を未来へつなぐ文化財情報整備事業であります。この事業は、前回の委員会で説明しました宮崎県文化財保存活用大綱の基本方針に沿ったものでございます。

1の事業の目的・背景でございますが、近年の激甚化・頻発化する災害から貴重な文化財を守り未来へつないでいくとともに、文化財の指定等のさらなる推進を図るため、市町村と連携しまして、県内の未指定を含めた文化財の調査及び文化財情報のデータベース化を行うものでございます。

2の事業の概要につきましては、予算額は242万6,000円、財源、事業期間は御覧のとおりでございます。

(4)事業内容でございますが、①の文化財の情報整備としまして、文化財に関する写真や図面等の収集、デジタル化を行うとともに、文化財の所有者や所在地等の情報のリスト作成及びデータベース化に取り組み、災害により文化

財が被災した場合に迅速な救出・復旧につなげてまいります。

①の未指定を含めた文化財調査につきましては、これまでの調査結果も踏まえまして、県内各地に残る文化財の現況及び所在を詳細に把握するとともに、新たな文化財の掘り起こしとなる調査を実施いたします。

併せまして、③の専門家を招聘し、文化財の新たな国指定・県指定に向けた詳細調査も行ってまいります。

最後に3の事業効果につきましては、県内文化財に関する情報を把握・一元化することによりまして、災害発生時に被災文化財の迅速な救出・復元が可能となるとともに、文化財の基本情報を基に文化財の指定・推進を図ることができるものと考えております。

○島崎人権同和教育課長 歳出予算説明資料の人権同和教育課のインデックスのところ、507ページをお開きください。

予算額は、一般会計1億1,315万3,000円を計上しております。

主な内容について御説明いたします。

509ページをお開きください。

上から5段目にあります(事項)人権教育総合企画費に964万9,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄1、(1)人権啓発資料作成事業であります。これは、児童生徒が学校や家庭において、人権尊重の大切さについて学ぶための資料を作成するものであります。

次の(2)ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業であります。本事業は、宮崎の子供たちの命を守るために、安全教育と心の教育の充実を図るものであります。困難に直

面したときに、信頼できる大人に援助を求める能力や、望ましい人間関係を構築する技能を身につけさせたり、安全に対する意識を高めたりするなど、自分や他の人の命を大切にすることを、県全体に広げる取組を推進してまいります。

次に、下から2段目の(事項)生徒健全育成費に9,339万9,000円を計上しております。

主なものといたしましては、510ページ、説明欄の5、改善事業のみやざきの子どもを守る総合支援事業ですが、この事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)学校安全推進費に833万4,000円を計上しております。

主なものといたしましては、説明欄の4、改善事業の学校と地域がつながる安全教育推進事業であります。学校安全教育推進のためのモデル地域を指定し、防災教育などに関する実践的な研究及び普及を、地域、関係機関、専門家等と連携を図りながら実践いたします。

歳出予算説明資料につきましては、以上です。

常任委員会資料の13ページをお願いします。

改善事業のみやざきの子どもを守る総合支援事業であります。

まず、1、事業の目的・背景について御説明いたします。

昨今の学校における生徒指導上の諸課題は、いじめや不登校等に加え、スマートフォン等の所持率の増加に伴うネットトラブルなど、複雑かつ多岐にわたっております。

このような状況に対応するために、スクールカウンセラー等、専門家の配置・派遣を拡充し、電話相談窓口とあわせて教育相談体制を充実させるとともに、いじめの未然防止の取組の充実に努めます。

なお、小学校での暴力行為や不登校の増加が顕著なことから、特に小学校での生徒指導体制の充実に努めます。

2、事業の概要の(1)予算額、(2)財源、(3)事業期間につきましては、御覧のとおりであります。

(4)事業内容につきましては、右ページのポンチ絵を御覧ください。この事業は6つの事業で構成しております。上段①から③が教育相談の充実に関すること、下段④から⑥が未然防止の取組の充実に関することとして、総合的な生徒指導体制の構築を図ります。

それでは、変更部分を御説明いたします。

まず、①、②のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣については、配置時間及び配置人数を拡充しております。中でも、スクールカウンセラーにつきましては、小学校のみに対応することができるスクールカウンセラーを新たに配置いたします。

次に、⑤いじめの未然防止に向けた取組についてであります。これまでは、7校の中学校を推進校に指定しておりましたが、新たに小学校からも推進校に指定いたします。

最後に⑥ネットトラブル等の未然防止の取組についてであります。児童生徒、教職員、保護者等を対象にした研修の充実に努めるために、専門家の派遣回数を増やします。

左ページにお戻りください。

3、事業効果につきましては、教育相談と未然防止の取組の充実に努め、それぞれの取組を一元化することで、総合的な生徒指導体制を構築することができ、子供たちの命を守ることに繋がっていくものと考えております。

常任委員会資料につきましては、以上です。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして御説明いたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の13ページをお開きください。

指摘要望事項といたしまして、⑭「ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業について、コロナ禍においてもオンラインによる研修を活用するなど、研修充実に向けた対策を行い、命を守る実践力を身につける教育を推進すること」であります。

県内の全ての公立学校においては、令和2年度末までにオンライン研修が実施できる環境が整備されており、ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業においては、感染防止対策を行いながら、対面またはオンラインにより、会議や研修会を実施しております。

特に、児童生徒の命を守る実践力を身につける教育については、ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業の推進校を中心に、実践・検証を行っているところでございます。

今後も新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、対面やオンライン、事前録画配信などの開催方法を選択しながら、研修会等の実施に努め、事業の推進に取り組んでまいります。

○重松委員長 暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

質疑は続いておりますが、残りの質疑につきましては、本日の午後1時から再開したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議ないようですので、午後1時からの再開といたします。大変お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後0時58分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

○谷口高校教育課長 午前中の丸山委員の質問に対しまして、私の説明不足がございました。

歳出予算説明資料の473ページの一番下の産業教育振興費のところで、この減額について御質問ございました。この減額は、事業の職業系高校と企業をつなぐ人材育成事業のデュアル教育が終期を迎えたということが一つ。

そして、もう一つは、代船の建造をお願いしておりますが、令和3年度当初予算で計上していた令和4年度工事実施分の予算が落ちたということでございます。今後とも就職率の向上に努めてまいります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。議案等について質疑ございませんか。

○井本委員 常任委員会資料13ページのいじめの未然防止に向けた取組について、お聞きします。

人権同和教育課でこういった取組をやっているんだなと思いました。我々が小さい頃は、いじめといたら、とにかく強い者の弱い者をいじめるという感じでしたが、今は仲間はずれみたいないじめが多いということを聞くんですけども、そうなんですか。

○島寄人権同和教育課長 いじめは、非常に様々にわたっておりまして、例えば、ひやかしや、からかいといったものもいじめの一つとして上がってきております。

○井本委員 ひやかしか、からかいとかいうのは、どちらかという、強い者が弱い者に対して言う感じじゃないですか。そうではなくて、集団でのけものにするいじめに変わってきているという話を聞くけれども、そうなんですかという話です。

○島寄人権同和教育課長 今、委員のおっしゃったいじめは、現在もございます。

○井本委員 強い者が弱い者にするいじめとどっちが強いというわけではなく集団でのけものにするいじめは、どっちが多いんですか。

○島寄人権同和教育課長 どちらかという、数的にはひやかし、からかいが多いんですが、依然として、そういった集団で強い者が弱い者をとった構図の中でのいじめもございます。

○井本委員 これは関連的かもしれないけれども、何かを防止するというのと、問題が起きたときに対処するということは、違うと言う人がいるんですよ。

例えば、飛行機事故なんか起きたときに飛行機事故を防止するというのと、飛行機事故が起きた後にもう二度と起きないように対処するという、どうも聞くとね、一つは未然防止という責任論になりがちだと言うんですね。出来事が起きた後にどう対処するかということをやると、今後、もう二度と起きないようにしていくという。

アメリカなんかは、とにかく二度と起きないようにということをやりますよね。日本の場合は、責任を問われるんですがね。未然防止はどちらかという、責任論になる可能性がある。

そして、起こるのは仕方がないけれども、今度は、その起こった原因をしっかりと確かめて、今度はなくしていくというふうにやらなきゃい

けないんだと、そういうことを言う人もいますよですけども、いじめの未然防止はどういうアプローチなんだろうかな。

○島寄人権同和教育課長 いじめが起こらないように、いじめが起こるとつらい思いをすることといった心の醸成みたいなものについては未然防止ということで、具体的な対策としまして、いじめの対応は各学校が当たっているという状況で、この事業の未然防止に向けた取組というのは、いじめが起きる前に起こらないようにする対策として捉えていただければと思います。

○井本委員 ④と⑤は似ているんですね。④はいじめの問題の解決に向けた取組と書いてあって、⑤は未然防止と書いてあるでしょう。問題の解決に向けて取り組めば、当然、未然防止になりますよね。強い者が出てこないようにするわけだからね。④と⑤は、どこが違うのって言っているわけですよ。

○島寄人権同和教育課長 ④につきましては、具体的な対応と捉えていただいて結構です。

他方、⑤につきましては、いじめが起きる前の取組と御理解いただければと思います。

○徳重委員 私もいじめのことについてお尋ねします。

委員会で何回かお話したことがあるんですけども、いじめた人はいじめをしたことを忘れていたんですが、いじめられた人は、一生忘れないんですよ。

以前、本会議でも1回やったことがあるんですけども、50年たっても、60年たってもいじめられた人は覚えているんですね。いじめた人に聞いてみると、俺はいじめたことはない、全然記憶がないと言うわけですね。

今おっしゃったように、ささいなことでも小

中学校でいじめられたら、一生つきまとうので、いじめの未然防止に全力を挙げてほしいなという気がするんですよ。

北海道に行った際に、55年ぶりに会った同級生の一人が、俺はあの人とあの人にいじめられたと言うわけですね。その頃は、まだ学校に行けなかった、生活が厳しかった時代でしたから、それでいじめられたと言うんですね。たたいたとかそういう暴力じゃなく、恐らく口で言ったんだらうと思うんだけど、それでも一生忘れないから、もう会いたくないから同窓会には出たくない、こう言うんです。

いじめは起こってからは、どうしようもなく非常に厳しいものだということで、いじめの未然防止に全力を挙げる、小さいいじめでも、いじめられた人は一生つきまとうんだよということ、しっかりと教え込まないといけないんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

○鳥寄人権同和教育課長 委員御指摘のとおり、私どもも思っております。

県の方針としましても、どんな小さな兆候も見逃さずに、その場ですぐに対応することを学校に望んでおりますし、実際、そういったこともあって、宮崎県のいじめの件数は非常に多ございます。

いじめの未然防止の大事さというのは、そのとおりでございます、現在、7校の中学校を推進校に指定しておりますが、次年度につきましては、小学校からも推進校に指定します。現在の推進校7校の取組を全県下に広めていくことに力を入れたいと思っております。

○丸山委員 図書館や美術館、総合博物館については、コロナの影響で閉館とかして、なかなか県民が利用できなかったり、利用しづらく

なってしまった時期も結構あったと思います。

令和4年度はコロナ禍3年目に入りますので、できれば、一日も早くコロナが収束してほしいという気持ちを込めてなんですけれども、コロナの影響により修学旅行が県内修学旅行になったということで、図書館、美術館、博物館は行きやすい環境になったんじゃないかなと思っていますので、そういった意味で、せっかくある財産をしっかりと生かしてほしいなという思いがあります。

美術館に関しては、旅する美術館でもあることを考えているような事業なんです。今年度、令和4年度は、図書館、美術館、総合博物館にもっと人に来てもらえるような取組をやる予定はないのでしょうか。

○岩本図書館長 コロナの影響でいろんな利用を制限せざるを得ない状況が続いていました。

それでも、この1年半、約2年間は休館せずに、何とかやってこれたかなと思っております。

そして、先般のまん延防止等重点措置の解除以降、閲覧室の利用制限とかもかけておりましたが、制限の期間が長引いたということもありますし、新たなオミクロン株のウイルスの性質の状況なんかも踏まえまして、先日から閲覧室も席を減らした上で解放するというところにも取り組んでおります。できるだけ利用していただけるよう、そういった感染防止対策をしっかりと講じていくことにしております。

そして、コロナとの戦いの中でのことにはなりますけれども、来年度は県立図書館創設120周年で記念すべき年ということでもありますので、そういったことも積極的にPRして、より多くの県民の皆様にご利用していただくようなことも考えていきたいと思っております。

○木村美術館副館長 美術館では、先ほど委員から外へ出かけていくアウトリーチのことに少し触れていただきましたが、近隣の小中学校とかにも出向きまして、いろんな体験活動や鑑賞活動などを行っていかうと考えております。

また、美術館に来ていただくという、双方の流れを生み出すような形で、美術館でも魅力ある事業に取り組んでまいりたいと思います。

あと、コロナが流行してきた、令和2年度、令和3年度は、修学旅行で児童生徒に来ていただきました。令和2年度は13校で約500人、令和3年度は7校で102人の児童生徒が美術館に来られました。

普段あまり目が向いていなかったところかもしれないけれども、美術館の持っている文化資料を有効に使って、子供たちに還元していきたいと考えております。

○川口総合博物館長 新型コロナの感染拡大と空調の関係で、一昨年と昨年度は、夏の特別展が開催できなかったんですけども、今年度は接触機会を減らすなどの対策をして、恐竜展を開催しまして、5万人を越す来場者となりました。また、きのこ展も開催し、3万人を超える来場者となりました。

この2つの展覧会で、コロナ禍における新たな展示方法の在り方を示すことができたんじゃないかと思っています。今後も感染防止対策を徹底し、工夫をしながら県民の貴重な学びの機会を確保するよう努めていきたいと思っています。

○丸山委員 県の財産だと思っていますので、ぜひ、有効利用を図るように。教育委員会は特に学校とのつながりもありますので、しっかりやっていただいてありがたいという思いで質問させていただきました。

スポーツ振興課にお伺いしたいと思います。

競技力向上推進事業でターゲットエイジの強化ということで、実は私、小林市のハンドボール協会の会長をさせてもらっているんですが、ハンドボールの大会があったときに、県の協会の会長と話を聞かせていただきましたら、競技力向上という話は聞くんだけど、実際、義務教育の先生たちは、天皇杯とかの認識がほとんどないような気がすると言っていました。

スポーツ振興課は高校に対しては、すごくやっているんだけど、義務教育までは、まだまだ落ちていない状況の中で、この事業を立ち上げようとしているんですが、全ての種目を立ち上げて、ターゲットにしないといけないものだと認識しております。

具体的に、今年度や来年度以降、ターゲットエイジの方々にどんなことを取り組んでいこうとしているのかをお伺いします。

もし、こうした取組が国体が終わった後もずっと続いていけば、10ページに書いてある——終わった後も20年ずっと継続できるはずなのに、いつも国体が終わるとダウンって落ちてしまって、今みたいな形になっているもので、それをさせないためにも、しっかりとやっていくべきじゃないかなと思っているものですから、どういうふうにしていくのかをお伺いできればと思っています。

○押川スポーツ振興課長 ターゲットエイジ強化プロジェクトにつきましては、県スポーツ協会を通じて、各競技団体にお願ひし、ターゲットエイジとなる来年度の小学校4年生から中学校1年生の選手を集めていただき、その選手を強化していく事業になります。

今、委員がおっしゃったように、小中学校の

管理職も含む先生方がどの程度、天皇杯を理解されているかというところについては、私たちも対応が不足していると考えております。

ですから、来年度以降、県の校長会等を通して、この事業の理解と協力等を求めていきたいと考えております。

今、各競技団体では、小学生を含めたジュニアの育成もしていただいていますので、それを組織的にどう構築していくかということが、今後継続するためには重要になっていきます。

そういったときに、ある程度、人数がいる競技団体は組織がしっかりしているので、それができていくと思うのですが、人数の少ない競技団体をどう支援していくかが一番大事なポイントだと思っていますので、そういったことも含めて、県スポーツ協会とも連携しながら、各競技団体の強化、その辺りも含めて、しっかり取り組んでいきたいと考えているところです。

○丸山委員 小学校、中学校ごとに、先生たちの意識改革をやっていただくことをお願いしたいと思っています。

また、私の地元の高原町がアーチェリー会場になる予定なんですけど、会場になるに当たり、高原町長に、国体後も、高原町としてアーチェリーの競技普及をやるべきですよ、それをずっと継続したほうがいいよねということを言っているんですけど、なかなかそこまで至っていないんですけど。

会場になるんだったら、そういうふうに各地域がその種目をどんどんやれるところをつくっていくとか、してほしいと思っています。

今、延岡市にアーチェリーの先生がいらっしゃるから、そこにアーチェリーの練習場をつくったんだけど、もし、その先生が異動さ

れると、衰退してしまうんじゃないかと思ったりするもので、せっかく予算を投ずるのであれば、国体が終わった後もずっと継続するように、今後、この地域はこの競技というのを地域と連携してつくる、しっかりそういうイメージをしたほうがいいんじゃないかなと思っています。

競技の向上について、アーチェリーに関しては、こういう形になっているんですけども、ほかの競技種目を含めて、しっかりそういったものをつくっていかないと、国体が終わったら、衰退してしまうんじゃないかという懸念があるものですから、その辺をもう少し検討してほしいと思っていますが、いかがでしょうか。

○押川スポーツ振興課長 御意見ありがとうございます。各会場地において、それぞれの競技をシンボルスポーツとして、今後発展させていくということは、大変重要な課題であると考えております。

実際、前回の宮崎国体の競技会場となった町が、現在も強化の拠点の町になっていることまございます。少年種別で出場した選手の方々も大人になり、その町で家庭を設けて、その子供たちがまた選手として頑張るという好循環が生まれているというのもあります。

そういった意味からも、その地域のシンボルスポーツとして、どれだけ各市町村と連携しながら強化していくかということが重要なポイントになっていくと思いますので、各市町村としっかりそういうところを連携してまいりたいと考えております。

○井本委員 アーチェリーの話が出たんだけど、延岡市の星雲高校内に練習拠点を整備していただいたんだけど、延岡市はアーチェリーが盛んだったわけです。私もこの会場を探

すのに何か所も見て回ったという経験があって、やっと星雲高校に落ち着いた。何でアーチェリーが盛んな延岡市を会場にしなかったのかなと、何で高原町を会場にするのかなって、高原町もアーチェリーが盛んなのかなと思っていたら、全然そうじゃないというから。

一般論としては、そういうところに置かなければいけませんよと言いながら、違うことをやっているのはどういうことなのか。

○押川スポーツ振興課長 2027年の国民スポーツ大会の会場地につきましては、国民スポーツ大会準備課が、各市町村、競技団体と調整しながら会場地を決定しております。

教育委員会は、あくまでも競技力向上に取り組んでいるわけですので、今回、アーチェリー会場が高原町に決まった経緯については、こちらでは存じ上げておりません。これまでも高校総体等で高原町の施設をお借りしながらやってきたということもあるので、今回、会場になったのではないかと考えております。

○井本委員 要するに連携が悪いということですね。連携しながらね。それはそれでいいです。

図書館についてです。

20分しかいてはいけませんって書いてあるんだけど、今、図書館で1冊の本を読み切ろうとする人は、ほとんどいないと思うんですよ。図書館で借りて、家に帰って読むスタイルがほとんどじゃないかなと私は思うんですよ。

そういうことを考えると、閲覧室はあのくらいのスペースでいいんじゃないかと思うけれども、都城市にできた図書館は、横のほうでコーヒーを飲んだり食事したりするような、和気あいあいとした感じになっている。図書館は、今後、そういう感じがいいんじゃないのかなって

気がするんですよ。

そして、図書館は、人が来てくれるための方策、例えば、図書館主催で読書会を開催するとか、美術の研究会を開催するとか。図書館に来るのは楽しいよと思ってもらえるようなものを、図書館主催でやってもいいんじゃないかなという気がするんだけどね。

市の図書館は、少しオープンな感じがしますが、県の図書館は堅苦しいです。買物に来たついでにちょっと寄ってみたとか、そんな図書館にできないものかなという気がします。

県は権威があるからそんなことできませんと言え、それまでなんだけれども、どうなんでしょうか。

○岩本図書館長 県立図書館は少し堅苦しいですが、ビジョンをつくっておりまして、県立図書館は、知の共有・創造を支える宮崎県のネットワークの拠点という位置づけで、要するに全県下の市町村、学校とかの図書館とネットワークをつくって、そのネットワークを生かしながら、広く県民に利用していただく、その中心を担うんだというような位置づけです。

今おっしゃられた、都城市のMallmallの中にある図書館は、中心市街地にあり、普段から人の行き来も多いということで、気軽に足を運んでいただく図書館で、そういった地域地域によって、その図書館の性格や強み、位置づけがあると思います。

先ほども言いましたように、県立図書館は、当然、日々多くの方に利用していただきたい等もありますが、一方で、遠隔地にお住いの県民の方とかにも等しく資料を提供できるようなことにも気を置いておるものですから、どうしてもゆっくり楽しんでもらうとか、堅苦しくない

とか、そういった視点が若干弱いところは確かにあろうかなとは思っております。

ただ、図書館も単に本を貸して返す場所というだけではなくて、今は、コロナで週に1回に減っておりますが、週に2回は子供向けの読み聞かせのことをやっておりますし、県の産業振興支援機構と連携して、ビジネス支援のセミナーを開催したり、あるいは病気をお持ちの方など、健康不安をお持ちの方に対する健康相談、広いギャラリーがありますので、そこで2週間に1回とか1週間に1回ぐらいの頻度で、県政の重点課題をテーマに、いろんな団体等の県のセクションの展示なんかもやっております。

そういった意味では、幅広い事業を展開していきたいと思っておりますので、県立図書館の位置づけ、役割というところで、そういったことかなと御理解いただけたらと思います。

○井本委員 その役割とは別に矛盾することじゃないです、できないことじゃないし、それこそネットなんかで連絡し合っているわけだから。そのギャラリーに集まる人ってどれぐらいいるものですか。

○岩本図書館長 ギャラリーに集まった人数をカウントできる装置はないんですけども、閲覧室の入り口と児童図書室の入り口にある人数をカウントする装置で1日当たりの大体の人数が計れるんですが、コロナ禍前は1日平均1,500人ぐらいです。出入りがありますので、延べ人数ということになりますけれども。コロナ禍前は1,500人ぐらいが利用して、コロナ禍にあっても、1,000人弱ぐらいの利用者がおります。

○井本委員 分かりました。いずれにしても、もうちょっと開かれた図書館というか、一般の人がもうちょっと親しみやすく、ぱっと行って

みようかなというようなものにしてもいいんじゃないかなって、せっかく120周年記念なので、今までの在り方を検討するというのを考えてもいいんじゃないかなという気がするものですから、よろしく申し上げます。

○岩本図書館長 来年度に向けていろんなことも企画しております。

委員のおっしゃるように、いろんなことやっているんですが、県民の方にもうちょっと広く周知していかないといけないということで、来年度はそういった広報面にもしっかり力を入れて、県民の皆さんに広く親しまれるような図書館にしていきたいと考えているところです。

○徳重委員 スポーツ振興課にお尋ねしますが、第81回国体の競技はいくつですか。

○押川スポーツ振興課長 40競技になります。

○徳重委員 ところで、天皇杯を目指しての選手育成強化の予算が約19億円で、毎年度2億円ぐらい使われるようなことになっておりますが、この19億円の予算は、この40競技の中から積み上げられた予算と理解していいんですか。

○押川スポーツ振興課長 来年度の予算の中で、ハード面、練習環境整備に係る事業で15億950万円をお願いしております。ですから、この強化費の中で、一番多くを占めているのがハード面の練習拠点の施設整備になります。

○徳重委員 ハード面は分かりました。選手育成強化に関して、指導者というか、選手を強化するための費用はどれぐらいですか。

○押川スポーツ振興課長 先ほど申しましたように、来年度の競技力向上に係る予算としまして、常任委員会資料の9ページを見ていただきますと、19億3,846万2,000円をお願いしておりますけれども、このうちの15億円程度が施設整

備になりますので、残額が選手育成強化、指導者養成に係る費用になると考えております。

○徳重委員 今おっしゃった、この約4億円が強化費ということですが、これは、どういう基準で4億円という金額は算出されたんですか。具体的にはどういうものに使われるんですか。

○押川スポーツ振興課長 令和4年度の歳出予算説明資料の499ページの下から2段目の(事項)競技力向上推進事業の説明欄の1、選手強化の2億6,868万3,000円、その中に、(1)から次のページ(11)までの事業が選手強化に係る事業になります。

また、2、指導者養成の(1)と(2)が指導者に係る事業になります。

先ほどから申しますのは、3の施設・設備整備で(1)と(2)の事業を進めていきます。

また、4の競技力向上対策本部運営事業と5番の頑張れチームみやざき!広報サポート事業等にも取り組む予定であります。

○重松委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上で生涯学習課、スポーツ振興課、文化財課及び人権同和教育課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

課ごとの説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

教育委員会全般につきまして、質疑はございませんか。

○井本委員 午前中は延々といろいろ演説をや

りましたけれども、私の言いたいことは、とにかく組織を活性化しようということをお願いしたいわけですよ。組織を活性化するために、学校支援アドバイザーとかを連れてくるのも悪くはないけれども、一時期にそういうカンフル剤みたいなものを打ち込んでも、そのときはいいかもしれんけれども、その後、組織全体が動いていくようにしないと、毎回カンフル剤を打ち込むようなことでは何にもならないのではないかと、私は言いたいだけのことなんです。

だから、学習する組織が今話題になっていまずけれども、自分で学習して発展していく組織をつくるべきじゃないかということをお願いしたかったわけですよ。よろしくをお願いします。

○丸山委員 令和3年度に国民文化祭と障害者芸術・文化祭がありました。

私は、できればこの後、国民文化祭、芸術文化祭をベースに、障がい者の文化を含め、もっと宮崎県の文化が伸びてほしいと思っています。

教育委員会は人づくりが中心になっているところですので、教育委員会が継続して、しっかり文化なり、障がい者文化なりをもっと伸ばしていただきたいかなと思っています。

今後、教育委員会としてどう生かそう考えているのか、令和4年度にでも、こういった動きがありますよというのがあれば、教えていただきたいと思います。

○川北教育政策課長 国民文化祭等をきっかけに今後、どうやって県の活性化のために尽くしていくか視点は、非常に重要でございます。

教育委員会は、将来の文化の振興を担う児童生徒を担当しておりますので、文化の振興のために、文化の意味も教育していきたいと考えておりますし、知事部局としっかり連携しまして、

文化の振興、地域の活性化、そういった目的のために、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山委員 花火が打ち上がっただけでなく、令和4年度以降の取組も重要だと思っております。国民文化祭、芸術文化祭を開催した県として、幅広くやっていただきたい、ホップ、ステップ、ジャンプで。

宮崎県の文化が伸びるのか、もしくは停滞するのかは、これからの取組にかかってくるんだろうと思っています。その中で、人づくりを担当されている教育委員会が大きなポイントを占めると思っていますので、ぜひ、よろしく願いしたいと思っております。

○山下副委員長 私からお願いしたいのは、学校ですから教育が一番目的と思うんですけども、私の会社で社員を何人も使っておりますが、いくらいい学校を出ていても常識のない子は、会社に来てもしいものにならないのですよね。

ですから、小学校から高校までの教育の場において、していいことと悪いことが分かる常識のある人間を育てるような教育もしてもらわないと、協働、協調ができず、社会では使いものにならない人がおります。

ですから、そういうところも含めて教育してほしいなど、お願いをしておきたいと思えます。

○重松委員長 そのほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、総括質疑を終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○川北教育政策課長 お手元の文教警察企業常任委員会資料18ページでございます。

令和4年度宮崎県教育委員会事務局組織改正案について御説明いたします。

令和4年4月1日付の組織改正の主要事項は、競技力向上推進室の設置でございますが、令和9年に本県で開催されます国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向けて、競技力向上の取組のさらなる充実強化を図るため、スポーツ振興課内に競技力向上推進室を設置いたします。

これに伴いまして、スポーツ振興課に設置しております競技スポーツ担当及び施設整備担当は廃止いたします。

○松田特別支援教育課長 宮崎県立特別支援学校教育整備方針の策定について、説明いたします。

別冊で、宮崎県立特別支援学校教育整備方針をお配りしておりますが、説明は、常任委員会資料で行います。

常任委員会資料の19ページを御覧ください。

1、策定の趣旨にありますように、宮崎県教育振興基本計画やみやざき特別支援教育推進プランに基づき、宮崎県立特別支援学校の教育環境の計画的な整備を行うために策定するものであります。

2の経緯を御覧ください。

11月定例会の常任委員会におきまして、素案を報告し、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントで寄せられました御意見を参考に必要な修正を行い、2月定例教育委員会にて付議、決定を行いました。

3の整備方針の概要には、整備方針の項目を示しております。

4のパブリックコメントについてを御覧ください。

さい。

(1) 意見募集期間にありますように、令和3年12月13日月曜日(水)から令和4年1月13日木曜日まで御意見を募集しました。(2) 意見件数ですが、10件の御意見を6名の皆様からいただきました。(3) 意見への対応については、資料20ページから21ページにいただいた御意見とそれに対する県の考え方を一覧に示しております。このうち、素案の修正を行った御意見につきまして御説明いたしますので、資料21ページの9番を御覧ください。

視覚障がい教育につきまして、「高等部専攻科における多様なニーズに対応した職業教育の充実としているが、高等部普通科における多様なニーズに対応した職業教育の充実としたほうが実情に合っている」という御意見であります。

県としましては、御意見のとおり、視覚障がい教育における多様なニーズに対応した職業教育については、高等部専攻科のみではなく、高等部段階から必要であると考えられることから、右欄にありますように、高等部における多様なニーズに対応した教育の充実と修正することとしました。

別冊の宮崎県立特別支援学校教育整備方針の8ページを御覧ください。

3の特別支援学校の教育環境整備方針の内容の3、障がい種別に応じた教育の(1)視覚障がい教育の2つ目の内容について、高等部における多様なニーズに対応した教育の充実と修正しております。

また、これに伴い、本方針の4ページ(2)視覚障がい教育の説明におきましても、同様に表現を修正いたしました。パブリックコメントを受けての修正は以上であります。

その他の御意見につきましては、具体的な取組についての御意見や感想でありますことから、素案の修正は必要ないものと判断しまして、今後の特別支援教育の施策の参考とさせていただきたいと考えております。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑ございませんか。

○満行委員 特別支援学校教育整備方針についてなんですけれども、大変素晴らしい方針が示されていて、とても期待するところですが、高等部のための特別支援学校を複数校配置をするということで、県央、県北、県南、県西のバランスを考えて、今後、配置していこうということなんでしょうと思います。

8ページの聴覚障がい教育について、県央部の聴覚障がいの児童生徒等の学びに対する支援の在り方について検討しますと書いてあるんですけれども、今後、どういう方針なのか。

現状は、都城さくら聴覚支援学校が特殊化によって小中学校の前から始められる、そして、延岡市ぐらまでやっている。県西部と県北部ということで、障がいを持つ子供たちの通学とか学びの環境が大変厳しいものがあるんだろうと思います。今後、バランスを考えれば県央部なんだろうかなと思っています。

今、明星視覚支援学校で通級とか相談窓口とかやっていたらいいと思うんですけれども、今後の聴覚支援の在り方についてどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○松田特別支援教育課長 聴覚障がい教育の充実につきましては、委員に御指摘いただきましたように、本県では県北部と県西部に聴覚障がい専門の特別支援学校が設置されておりまして、個人や団体による教育から始まった経緯で

県北部と県西部の2校の設置ということで、現在に至っているところです。

以前は多くの児童生徒が聴覚障がい特別支援学校に在籍していましたが、地域就学のニーズが高まったことにより、地域の小中学校で学ぶことが増えて、児童生徒数が少なくなっておりまして、県央部に新たな聴覚障がいの特別支援学校を設置することになりますと、集団での学びの補償や専門性の維持することが困難な状況も生じるということから、今御指摘いただきましたように、県央部の聴覚障がいの子供たちが県央部にいながら、専門的な教育が受けられる通級による指導や巡回教育相談を定期的に受けることができる体制を目指していきたいと考えております。

○満行委員 歴史があってこういう配置だと思いのですが、都城市は聴覚支援の基礎ができて、もう100年になると思います。そういう意味で、この新たな基本方針は、その100年の在り方を見直して、今後どうしていくかと、岐路に立つというか、大事な整備計画だと思っています。

機器の発達やICTの活用により、普通校に行ける子供が増えて、支援学校の対象者がどんどん減ってくるのは理解はできるんですけども、残念ながら障がいを持ちながら生まれてくる子供たちは一定数いるのも事実ですので、その子供・保護者の負担、教育の機会均等ということ考えると、なかなか難しいかと思いますが、できれば人口も多く、中央という地理的な状況もありますので、早急に県央部を含めた整備方針等をつくっていただけたらありがたいと思っています。よろしく願いいたします。

○重松委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、その他報告事項を終了いたします。

次に、請願の審査に移ります。

継続請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」について、執行部から何か説明はございますか。

○東教職員課長 特にございません。

○重松委員長 関連して、委員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないようですので、審査を終了いたしますが、ここで、この3月をもって退職される教育委員会の職員が4名いらっしゃいますので、一言御挨拶を賜りたいと思います。

○中原副教育長 1年間コロナ禍ではありましたが、委員の皆様には御審議を通して、御意見、御指摘を多数賜わってまいりました。

十分お答えできていない部分もあろうかと思いますが、また4月以降、ウイズコロナなのかアフターコロナになるのか分かりませんが、我々が教育委員会を背負っております。令和の新しい教育の実現に向けて、新しいメンバーが新たな気持ちで取り組んでくれるものと思っておりますので、引き続き、また議員の皆様には御指導、御意見賜りたいと思っております。本当に1年間ありがとうございました。

○岩本図書館長 入庁して37年間、県庁で勤務させていただきました。10数か所勤務地が変わりましたが、その都度、その場所で自分に何ができるか、何をすべきかということ

考えながらやってきたつもりでございます。

最後に、1年間でありましたけれども、県立図書館で仕事をさせていただきましたが、非常に情報が氾濫する時代の中において、県立図書館は、県の知と情報の拠点ということで、その役割は非常に重要だと、ますます大きくなっているんじゃないかなということも痛感した次第でございます。議員の皆様方には公私にわたり、いろいろと御指導いただきまして、本当にありがとうございました。県立図書館を御愛顧いただきまして、また御指導、御鞭撻賜りますようお願いいたします。本当にありがとうございました。

○川口総合博物館長 私は、昭和59年に入庁して以来、38年間の勤務でした。そのうち30年間は、総合政策部と総務部と環境森林部でした。

宮崎文化振興課長のときに、先ほど国文祭の話が出ましたが、実施計画をつくるということで、そのときに文化行政と私立学校ですね、私学の振興に携わったことがありますが、教育委員会は、38年目にして初めて来ました。

委員の皆様方には御理解と御協力をいただきながら、教育行政や文化財行政に携わらせていただいたことに心から感謝しております。

委員の皆様方には、引き続き大所高所から御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。1年間本当にありがとうございました。

○四位財務福利課長 私は、昭和60年に延岡西高校を振り出しとした学校事務職員という職で入庁させていただきました。その後、教育委員会でお世話になりました。

したがって、私は、教育委員会のことしか分からないわけでございますけれども、学校現場の辛さ、逆に甘さ、そういったものを知る者と

して本庁で調整方に務めてきたつもりではございます。私、先生ではありませんけれども、座右の銘として、宮崎県の子供たちの笑顔のために頑張るということを常に掲げながらやってきたつもりでございます。委員の皆様方におかれましては、本当に深い御理解をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、来年度以降もよろしく願いしたいと思っております。どうもありがとうございました。

○重松委員長 本日、参加されておりませんが、黒木健一県教育研修センター所長、靱木郁郎県立西都原考古博物館長も退職ということで、御報告申し上げたいと思います。

本当に長い間、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時2分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、11日に行いたいと思いますが、開始時間は13時でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 何もないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時2分散会

令和4年3月11日(金曜日)

午後0時59分再開

出席委員(6人)

委員	長	重松	幸次郎
副委員	長	山下	寿
委員		徳重	忠夫
委員		井本	英雄
委員		丸山	裕次郎
委員		満行	潤一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主事	飯田	貴久
総務課	主事	合田	有希

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に議案につきまして賛否も含め、御意見を願います。特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、ないようですので議案の採決を行います。採決につきましては、議案等ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第23号及び議案第24号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第23号及び議案第24号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願でございますが、請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見を願います。特にありませんか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 継続審査との御意見がありましたので、まず、継続審査とするかどうかをお諮りいたします。請願第6号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○重松委員長 挙手多数。よって、請願第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

令和4年3月11日(金)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

午後1時2分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎